

職場の安全衛生管理

事業場における
安全衛生管理の進め方



滋賀労働局・各労働基準監督署(大津・彦根・東近江)
～働きやすい滋賀をめざして(労働災害ゼロ・業務上疾病ゼロへ)～

職場の安全衛生管理

1. 労働災害が発生してしまったら	3
2. 労働災害発生のしくみ	4
3. 安全衛生管理体制及び活動について	6
4. 安全・衛生委員会を設置しましょう	7
5. 小売業、社会福祉施設、飲食店の事業主の皆様へ	8
6. 労働災害を防止するために	9
7. 作業手順書の作成	15
8. 労働安全衛生法に基づく教育	16
9. 転倒災害防止対策	18
10. 脚立や昇降設備の適切な使用	19
11. 機械等へのはざまれ・巻き込まれ災害防止対策	20
12. フォークリフト作業中の労働災害防止対策	21
13. 腰痛災害防止対策	22
14. 荷役作業中の労働災害を防止しましょう	23
15. 危険の「見える化」	25
16. それでも労働災害が発生してしまったら	26
17. リスクアセスメントの実施について	27
18. 機械の包括的安全指針のポイント	29
19. 労働安全衛生マネジメントシステムの導入	30
20. 交通労働災害を防止しましょう	31
21. 高年齢労働者の安全衛生対策	32
22. 外国人労働者の安全衛生対策	33
23. 年間安全衛生計画作成例	34
24. 健康診断	35
25. 長時間労働を行った労働者の健康管理	39
26. 職場におけるメンタルヘルス（心の健康づくり）	40
27. 産業保健活動総合支援事業	42

労働災害が発生してしまったら

もし、不幸にも現場で労働者が亡くなるような労働災害が発生したらどうなるでしょう

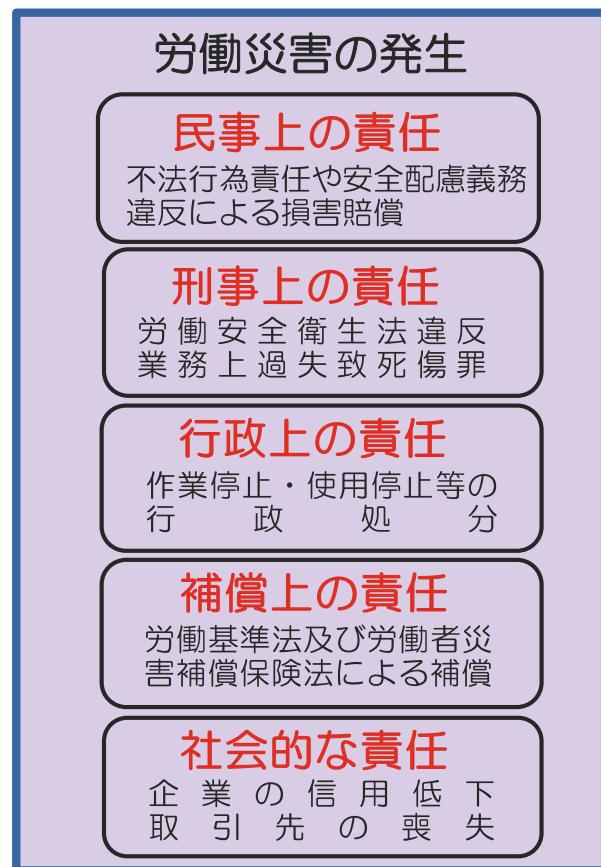
- ・新聞やインターネットに記事が出るかもしれません。
- ・取引先の信頼を失うかもしれません。
- ・社会的信用も失いかねません。
- ・警察や消防署、労働基準監督署が調査に来ます。
- ・遺族に謝らなければなりません。
- ・遺族と和解交渉をしなければなりません。
- ・労災保険の手続きをしなければなりません。
- ・書類送検されるかもしれません。
- ・民事裁判が想定されます。
- ・刑事裁判も想定されます。
- ・裁判は何年もかかります。
- ・莫大な賠償金を支払わなければならぬかもしれません。

労働安全衛生法第3条（抜粋）

「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。」

労働契約法第5条

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」



労働災害が発生した場合のコスト

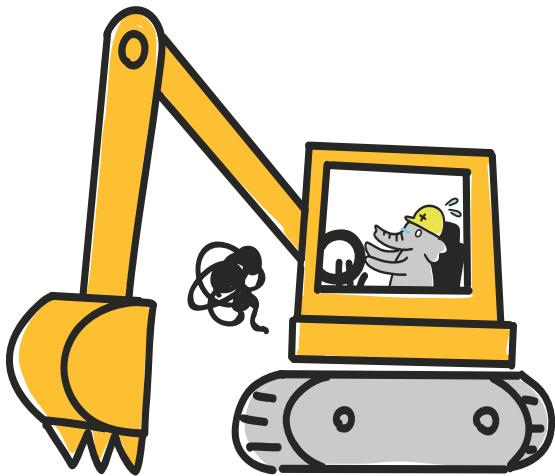
<直接的なコスト>

被災者や、その遺族に対する治療費や補償費、逸失利益（労働災害がなければ得られたであろう利益（賃金））、慰謝料、弁護士費用等。

<間接的なコスト>

設備、材料等の損傷による費用、納期遅延による違約金、生産関係以外の事故処理に伴う損失、作業を停止した他の労働者の損失時間の費用、他の労働者のモチベーション低下による損失等。

また、被災者が長期間休業した場合、他の労働者が作業をカバーすることになり、時間外労働時間数が増え、割増賃金額（人件費）も高騰する。



(1) 機械・設備、原材料等、物自体の欠陥

機械の故障、設備不良などをいいます。

(2) 安全設備等の欠陥

安全カバー、電気設備の絶縁の不良、未設置などをいいます。

(3) 作業場所、物の置き方等の欠陥

安全通路が確保されていない、安全通路が狭い、機械等の配置の欠陥、物の置き方、積み方などの欠陥をいいます。

直接原因

危険・有害な状態

物的要因

安全衛生管理上の欠陥

企業の管理責任

間接原因

- ①指揮命令権限が不明確
- ②責任体制の不備（機械・設備の管理、点検、運転責任者等）
- ③機械・設備導入時における安全装置未設置など危険源に係る事前評価の不備
- ④現場パトロールの不備（未実施、問題点の未指摘、未是正等）
- ⑤施工計画・作業計画の不備、未整備
- ⑥作業マニュアルの不備、未作成
- ⑦作業主任者ほか、法定の資格者の不在
- ⑧安全衛生教育の不備
- ⑨連絡調整、打ち合わせ等の不備

(9) 安全装置の無効化

安全装置を取り外す、調整を誤ることなどをいいます。

(10) 安全措置等の不履行

機械等を不意に動かす、合図や確認なしに機械や物を動かす、または物を放すことなどをいいます。

(11) 危険・有害な状態を放置

機械・装置等を運転した状態でその場を離れたり、機械・装置、工具、材料等を危険または有害な状態で放置することなどをいいます。

(12) 危険または有害な状態を作る

荷の積み過ぎ、危険な物を混ぜ合わせることなどをいいます。

(4) 保護具・服装等の欠陥

保護具・服装、履物等を指定していない、手袋の使用を禁止していないことなどをいいます。

(5) 作業環境の欠陥

換気設備、照明設備などの欠陥をいいます。

(6) 自然環境、外的要因による欠陥

大雨による洪水、強風など自然の危険などの外的な要因による欠陥をいいます。

(7) 作業方法の欠陥

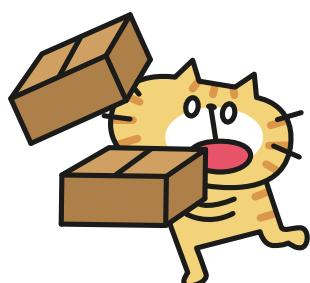
不適切な機械・装置・用具・工具等の使用、作業手順の誤り、無理な動作などをいい、管理監督者の教育、指導、命令、指示が悪いためなど、主として管理上の欠陥に基づき、作業者の作業方法に欠陥がある状況をいいます。

(8) その他及び分類不能

物（環境を含む）

起因物

加害物



人（第三者を含む）

接触

災害の発生

(13) 機械等の指定外の使用

欠陥のある機械・装置、工具、用具を用いたり、指定以外の方法で使用することをいいます。

(14) 運転中の機械・装置等の掃除、修理等

運転中の機械・装置、通電中の電気装置、危険物が入っているものの掃除、注油、修理、点検などをを行うことをいいます。

(15) 保護具・服装の欠陥

保護具を使用しない、不安全な服装をすることなどをいいます。

(16) その他の危険・有害な場所への接近

つり荷の下に入る、不安定な場所に立ることなどをいいます。

(17) その他の危険・有害な行動

荷の中抜き、物を投げ渡す、近道行動、不注意に走ることなどをいいます。

(18) 運転の失敗

スピードの出し過ぎなどによる運転ミスをいいます。

(19) 誤った動作

荷の持ち過ぎ、物の支え方の誤り、上の方、下の方の誤りなどをいいます。

(20) その他及び分類不能

安全・安心な職場環境を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動への取り組みが必要です。

効果的な安全衛生活動を行うには、経営トップが各管理者の役割、権限などを明確化することが必要です。

①経営トップは安全衛生基本方針を表明しましょう。

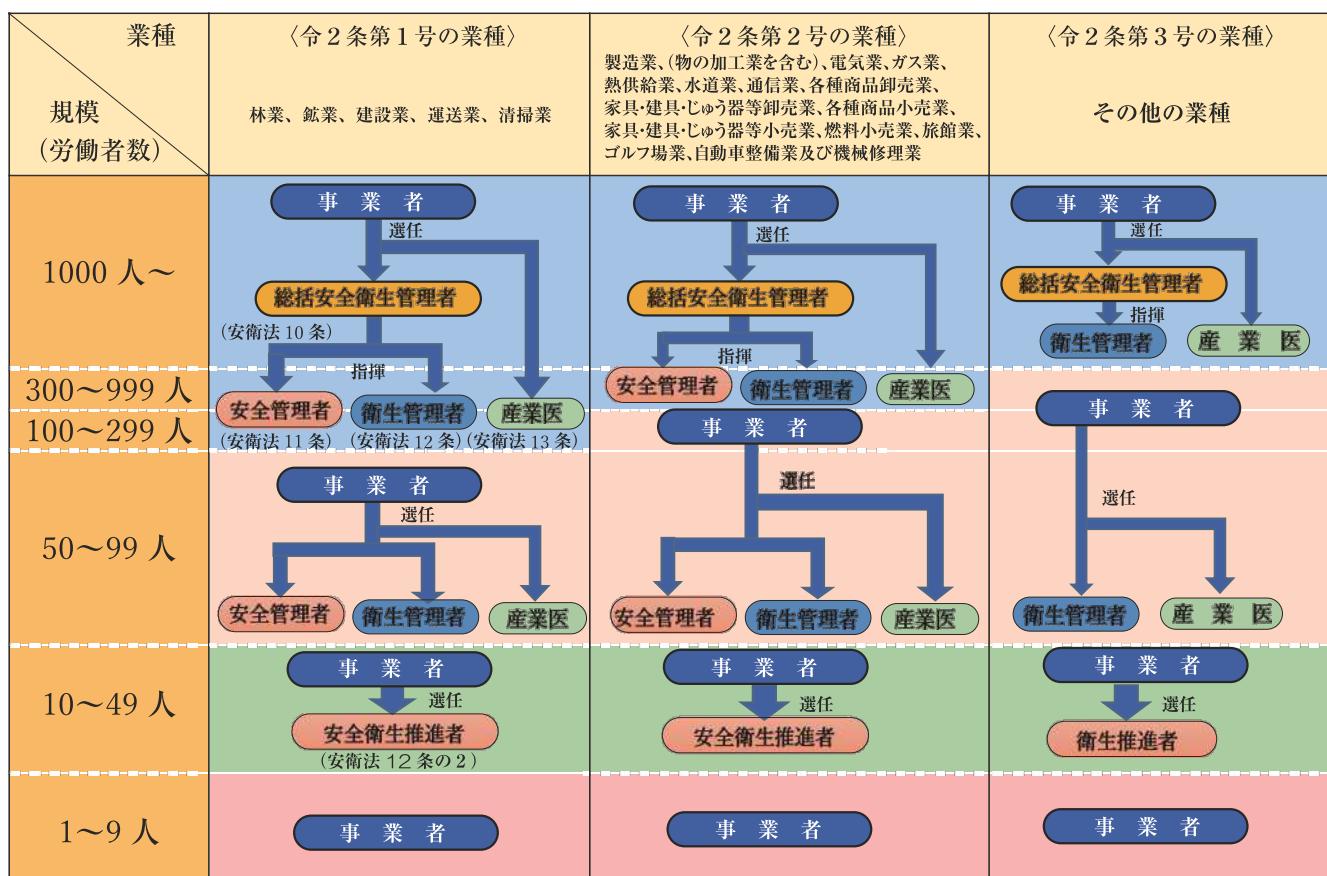
経営トップ自らの安全衛生に対する姿勢が事業場の安全衛生のレベルを決定します。経営トップは安全衛生基本方針を表明し、労働者へ周知しましょう。

②安全衛生に係る目標を設定し、計画を作成しましょう。

経営トップの安全衛生基本方針に基づいて、事業場における安全衛生に係る目標を設定し、目標の達成に向けた年間安全衛生計画を作成しましょう（P 34 参照）。

③安全衛生管理体制を確立しましょう。

労働安全衛生法では、業種、事業場規模などによって総括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者などの選任を義務付けています。選任した場合は、その職務を明確にし、職務の遂行に必要な権限を与えましょう。



※上記図の労働者には、常時使用するパート・アルバイト等及び派遣労働者を含みます。

1 安全委員会又は衛生委員会を設置しなければならない事業場

安全委員会

- ① 常時使用する労働者が50人以上の事業場で、次の業種に該当するもの
林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、運送業の一部の業種（道路貨物運送業、港湾運送業）、自動車整備業、機械修理業、清掃業
- ② 常時使用する労働者が100人以上の事業場で、次の業種に該当するもの
製造業のうち①以外の業種、運送業のうち①以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

衛生委員会・・・常時使用する労働者が50人以上の事業場（全業種）

2 委員の構成、調査審議事項等

	安全委員会	衛生委員会
委員の構成	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者（1名） 2 安全管理者※ 3 労働者（安全に関する経験を有する者）※	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等（1名） 2 衛生管理者※ 3 産業医※ 4 労働者（衛生に関する経験を有する者）※
調査審議事項 (主要な事項を抜粋したものです。 詳細については、 労働安全衛生規則 第21条及び 第22条を参照のこと。)	1 安全に関する規程の作成に関する事。 2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関する事。 3 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。 4 安全教育の実施計画の作成に関する事。 など	1 衛生に関する規程の作成に関する事。 2 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。 3 衛生教育の実施計画の作成に関する事。 4 定期健康診断等の結果に対する対策の樹立に関する事。 5 長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るために対策の樹立に関する事。 6 労働者の精神的健康の保持増進を図るために対策の樹立に関する事。 など
その他（共通事項）	① 毎月一回以上開催すること。 ② 委員会における議事の概要を労働者に周知すること。 ③ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存すること。	

※ 1以外の委員については、事業者が委員を指名することとされています。なお、この内の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合（過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名しなければなりません。

安全推進者の配置について

労働安全衛生法により安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務のない小売業、社会福祉施設、飲食店などの第三次産業において労働災害が多発しています。

そこで、厚生労働省では「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」を策定し、常時使用する労働者が10人以上の事業場について、安全の担当者（安全推進者）の配置等をお願いしています。

ガイドライン策定前

施行令第2条	該当する業種	労働者数 常時50人以上	労働者数 常時10人～49人
第1号	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業		
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全管理者の選任義務あり	安全衛生推進者の選任義務あり
第3号	「その他の業種」 ・小売業（上記第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除きます。） ・社会福祉施設 ・飲食店 など	安全管理者、安全衛生推進者の選任義務なし	

ガイドライン策定後

第3号	「その他の業種」 ・小売業（上記第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除きます。） ・社会福祉施設 ・飲食店 など	安全推進者の配置（努力義務） 職場内の事故防止（交通事故を含む）や清掃等の安全衛生活動に主体的に従事した経験を有する者のうちから配置すること。
-----	--	---

<安全推進者を配置するときのポイント>

- ◎安全推進者は、事業場ごとに1人以上配置します（一定区域内の複数の事業場に、1人の安全推進者を配置することもできます。）。
- ◎安全推進者を配置したときは、名前を作業場に掲示して、周知します。
- ◎事業主は、安全推進者が活動しやすいように、必要な権限を与えて、能力向上にも配慮します。

<安全推進者の活動内容>

- ①職場環境と作業方法の改善に関する事項
 - 例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進
床の凹凸面の解消など職場内の危険箇所の改善
刃物や台車など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 など
- ②労働者の安全意識の啓発と安全教育に関する事項
 - 例：朝礼などの場を活用した労働災害防止の意義の周知・啓発、現場パトロールの実施、荷物の運搬などの作業での安全な作業手順についての教育・研修の実施 など

1. 4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底

整理：必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分する。

担当部署ごとに、職場巡視（現場パトロール）や点検、清掃を通じて定期的に不要な物を廃棄しましょう。

整頓：必要な物をすぐに取り出し、使用できるように、分かりやすく安全な状態にする。

作業に必要な物の置き場を決め、種類や形状ごとに必要な数量を揃えましょう。

清掃：作業する場所や身の回り、廊下や休憩所など共有場所のゴミや汚れを取り除く。

作業終了前に作業員全員で一斉に行うと効果的です。

事業場の実態に合わせて行いましょう。

清潔：職場、機械設備や用具などの汚れを取り除くなど、清掃してきれいな状態を保持する。

作業員自身も身体、服装など身の回りや、使用する保護具などをきれいな状態にしましょう。

清掃だけで終わりがち

POINT

①整理 ⇒ 整頓 ⇒ 清掃 ⇒ 清潔の順に実施

②要るもの・要らない物の判断、スペースの確保は管理者が行う

好事例

4Sの実施で「異常の見える化」



整頓された状況を写真で表示することで、物の保管場所がひと目で分かるようにしているもの。



歩行者の通路と、台車等の通路を色分けし、交差点では一旦停止のうえ、指差呼称の実施を勧奨しているもの。

滋賀労働局HP：「製造業における労働災害防止対策好事例集」より

2. KY（危険予知）活動の徹底

職場や作業の中に潜んでいる危険要因を把握し、作業の際に必要な措置や対策を作業開始前に確認する手法で、非定常作業前に実施すると有効です。

日常の安全衛生活動として定着させるには、現場で実際に実演訓練や、イラストシート等を用いて危険要因の洗い出しとそれに応じた対策の方法について話し合うなど、労働者一人ひとりの危険に対する感受性と問題の解決能力を高めることが必要です。

3. 作業開始前ミーティングの徹底

作業開始前や作業の切り替え時に作業責任者を中心に、作業グループ単位で、その日の作業内容、段取り、分担、安全衛生のポイントなどについて話し合い、確認することが必要です。この中でKY活動を取り入れ、作業グループ全員で話し合い、実践する行動目標を決めるようにすると効果的です。

また、その日の体調や服装、保護具などの点検を行う場とし、短時間であっても、その日の作業開始前に実施しましょう。

4. 機械・設備等の点検

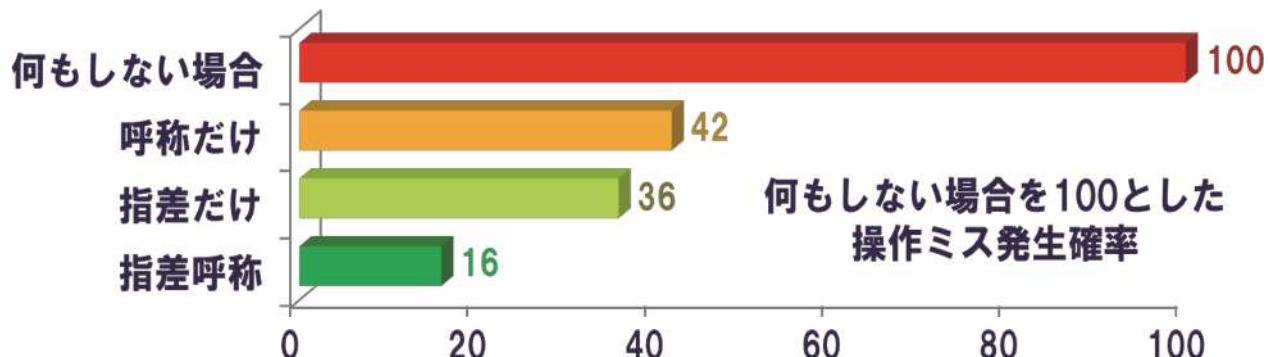
使用する機械・設備は作業開始前に点検を行いましょう。

また、労働安全衛生法では、フォークリフトなど一定の機械について、年次点検（定期自主検査（一部の機械は検査業者による特定自主検査））と月例点検を義務付けています。

5. 指差呼称の実施

定常作業では、安全作業標準どおりに作業を行うことが重要であり、そのためには、手順ミスや省略なく作業を進める必要があります。

定常作業におけるエラー防止には指差呼称が有効であり、何もしない場合に比べて、操作ミスが1／6に減少するという研究結果が報告されています。



POINT

非定常作業開始前にはKY活動を、定常作業時には指差呼称を実施



6. ヒヤリ・ハット事例の報告と活用

作業中に自ら「ヒヤリ」とした体験、「ハット」したこと、目撃した同僚の危険な行動などを収集し、これらの情報を共有して問題の解決を図るもので、この活動は危険の芽（リスク）を事前に摘み取る安全活動手法なので、リスクアセスメント（P27～28参照）の「危険有害要因の洗い出し」作業の情報にも活用しましょう。

記載例

「〇月〇日、〇〇時頃、〇〇さんが、原材料等が積まれた高さ〇mの棚の横の通路（幅〇〇m）を書類を読みながら歩いていたところ、〇〇方向から〇〇さんが〇〇を高さ〇〇mまで積み上げ、押しながら運んでいたカゴ台車に気づかず、接触しそうになった。」

POINT

- ①危険な設備や作業状況に関する情報を詳しく記載する。
- ②詳しく記載することで、問題点（改善点）の洗い出し、職場内での情報共有に繋げる。
- ③ヒヤリ・ハット事例の提出者を責めない（提出された事例への対応により、災害の減少や作業効率UPにつながった場合は積極的に表彰する）。

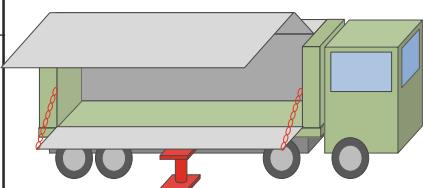
ヒヤリ・ハット報告書・改善提案書（例）

所属・氏名	〇〇〇〇	
発生日時	〇年〇月〇日	
場所	荷捌場	
どうしていた時	積み込み時	
ヒヤッとした内容	梱包済みの段ボール（1個約20kg、40cm×50cm×60cm）60個を8ントラックの荷台に積み込んだ後、段ボールの個数を点検していたが、幅約5cmのアオリの上を移動中に足を滑らせ、墜落しそうになった。	
どのような問題（不安全な状態または行動）がありましたか (問題があった項目欄にその時の状態と考えられる対策を記入して下さい)		
作業環境の問題	設備等の問題	作業方法の問題
特になし	アオリの上という、狭く不安定な足場しか無かった。	左記のほか、被災者はヘルメット未着用。
今後の対策 (こうして欲しい、こうするべきだ)		
段ボールの個数を点検する作業は可能な限り、地上で行う（アオリ上では行わない）。アオリを90度倒して固定し、足場として使用できないか、アオリを支える治具等の検討をお願いしたい。		
あなた自身の問題（不安全な行動等）		
アオリの上という狭く不安定な足場を使用した。 荷台上での作業中、ヘルメットを着用していなかった。		
心身分析等（該当する項目があれば○を付けて下さい）		
1. よく見え（聞こえ）なかった 2. 気が付かなかった 3. 忘れていた 4. 知らなかった 5. 深く考えなかった 6. 大丈夫だと思った 7. 慌てていた 8. 疲れていた 9. 不愉快なことがあった 10. 無意識に手が動いた 11. やりにくかった 12. 身体のバランスを崩した 13. その他（ ）		
改善方法等の記入（安全衛生担当者記入欄）		
荷台に積んだ段ボールの個数を点検する作業は、原則として地上で行うこと。 アオリを90度倒し、地上等から治具で支え、足場として使用できないか検討し、〇年〇月〇日までに回答する。		

ハインリッヒの法則

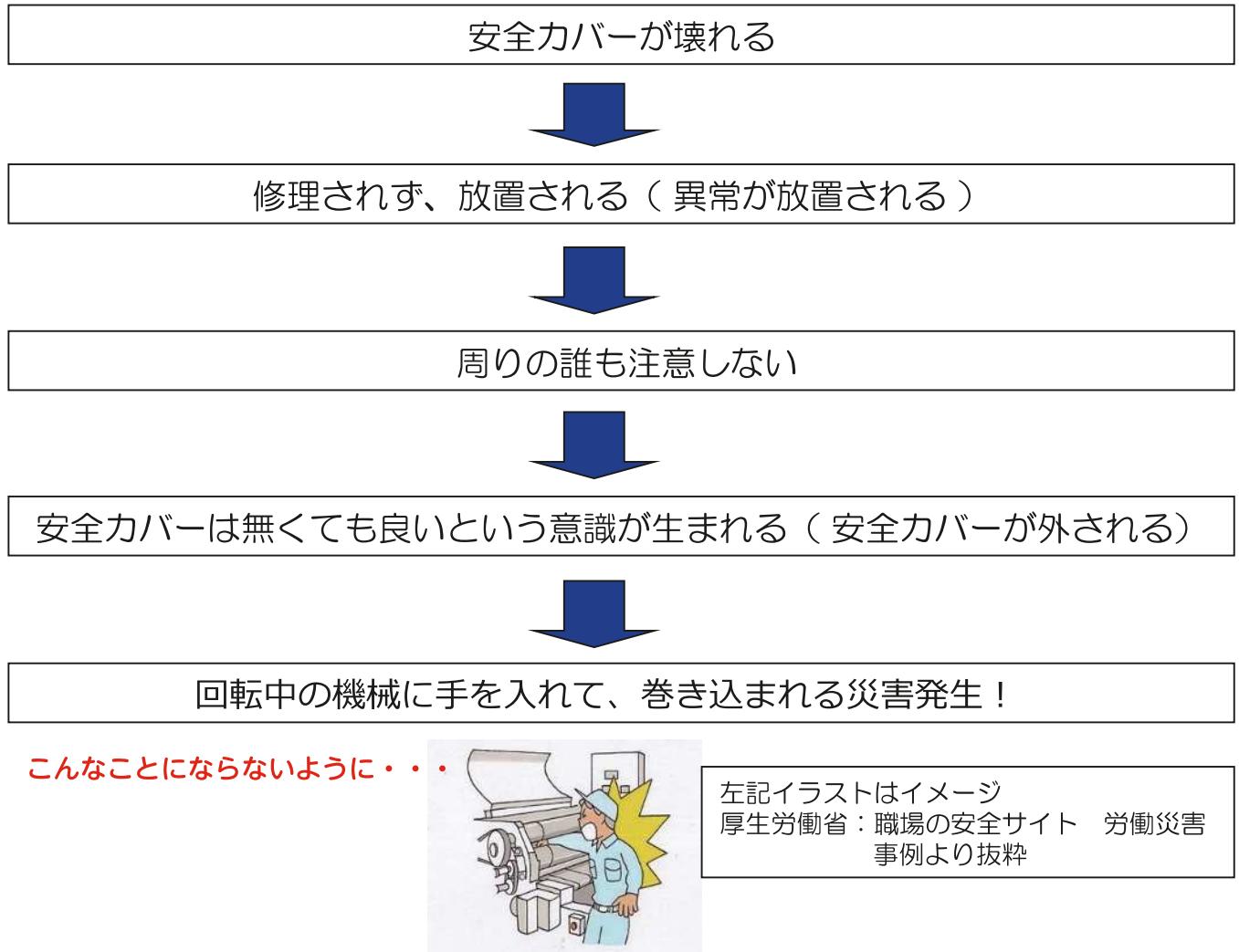
1つの重大な事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常（ヒヤリ・ハット）が存在するというもので、アメリカの損害保険会社の安全技師であったハインリッヒが発表した法則です。

重大な労働災害防止のためには、事故や災害の発生予測でもあるヒヤリ・ハットの情報をできるだけ詳細に把握し、迅速に対策を講じることが大切です。



左記のヒヤリ・ハット報告への対策例（朱書きされた）
チェーン等の治具でアオリを固定したもの。

7. 現場パトロールの実施



POINT1

パトロールする方は、不安全状態・不安全行動を見逃さない、容認しない！
⇒労働災害の8割は人間の不安全な行動、いわゆるヒューマンエラーに起因していると言われています。

POINT2

パトロールする時間帯を工夫する
⇒ヒューマンエラーは、休日明け、休憩明けや勤務終了前の時間帯に多く発生しています。

POINT3

パトロール後には適正な措置を講じる

リスク低減措置の優先順位

- ①法令違反があれば、その是正。
- ②危険・有害な作業の廃止、より危険性の低い作業方法への変更。
- ③囲い、覆い、インターロック等の安全装置の設置といった設備的対策。
- ④マニュアルの整備、立入禁止措置といった管理的対策。
- ⑤個人用保護具の使用。

パトロール時に確認すべき主なチェックポイント ～機械等への「はざまれ・巻き込まれ災害」防止編～

チェックポイント（機械の構造）

- 危険部分に安全ガード等の安全措置が講じられていますか
- 安全ガードは隙間から危険部分に手が届かない構造となっていますか
- 安全ガードが取り外されているときに機械が起動しない構造となっていますか
- 即時に操作できる非常停止装置が設けられていますか
- 起動スイッチ、レバー等が振動、接触等で容易に起動しない構造となっていますか
- 回転部分の突起物に覆いが設けられていますか

チェックポイント（機械の設置）

- 作業に必要なスペースが確保されていますか
- 機械は安定して据え付けられていますか
- 操作盤は機械の作動を見渡せる位置に設置されていますか
- 電気配線や配管などは、損傷を受けることがないよう、カバーを設ける等の措置が講じられていますか



パトロール時に確認すべき主なチェックポイント ～転倒災害防止編（冬季を含む）～

事業場の実態に応じたチェックリストを作成し、自主点検しましょう。
点検の結果、未実施の場合は早急に対策を講じましょう。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	安全衛生委員会等において凍結等による転倒災害防止について審議していますか	<input type="checkbox"/>
2	気象情報を迅速に把握し、凍結等が予想される場合対応できる連絡体制を構築していますか	<input type="checkbox"/>
3	冬期の通勤時等において、不意の積雪・路面凍結にも対応できる履き物を着用させていますか	<input type="checkbox"/>
4	凍結が予想される場所や通路について、「ヒートマット」の設置など、滑り止め措置を講じていますか	<input type="checkbox"/>
5	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	床面の段差や隙間、滑りやすい場所、照明が少ない箇所等に注意喚起表示は行われていますか	<input type="checkbox"/>
7	通路に物が置かれていませんか	<input type="checkbox"/>
8	事務所等、室内の床面が濡れたまま放置されていませんか	<input type="checkbox"/>
9	ポケットに手を入れたまま歩いていませんか	<input type="checkbox"/>
10	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

機械や設備、使用する原材料等の安全化を図るとともに、安全な作業方法を確立することは、労働災害の防止の取り組みとして必要不可欠です。

安全な作業方法を確立するためには、作業内容に応じて、職場単位や職種毎に作業手順書を作成することが必須です。

定常作業のほか、機械設備の保全作業や修理作業など、非定常作業の作業手順書についても作成しましょう。

作業手順書作成に当たっての留意点

作業手順書は、「ムリ」、「ムダ」、「ムラ」を省き、作業を安全に効率よく行うために作成するものです。

作業手順書は、作業内容を分類し、作業毎に作成しましょう。作成する際は、内容が法律に違反することのないよう、安全衛生の知識がある安全管理者、安全衛生推進者等を作成メンバーに入れてください。作成後は、労働者に周知・教育することが大事です。そして手順書どおり安全に作業ができるかどうか確認してください。

作業を行っていて不十分な場合には、労働者の意見を聴き、定期的に内容を見直しましょう。また作業内容を変更したとき、事故や災害が発生したときは、その都度内容を見直し、改定が必要です。

事業者は、労働安全衛生規則第35条において、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、労働者に対し安全又は衛生のため必要な事項について教育を行うこととされており、安全衛生教育の中の一つに「作業手順に関するこ」が定められています。

外国人労働者用に、母国語で記された作業手順書も作成しましょう。

労働者を雇い入れた時、作業内容を変更した時の 雇い入れ時等の安全衛生教育の実施事項について

実施事項

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関するこ。
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関するこ。
- ③ 作業手順に関するこ。
- ④ 作業開始時の点検に関するこ。
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病、災害の原因及び予防に関するこ。
- ⑥ 整理、整頓、清潔の保持、清掃の励行に関するこ。
- ⑦ 事故時等における应急措置及び退避に関するこ。
- ⑧ 上記のほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

1	雇入れ時の安全衛生教育	安衛法第59条1項、安衛則第35条
2	作業変更時の安全衛生教育	安衛法第59条2項、安衛則第35条
3	特別教育*	安衛法第59条3項、安衛規則第36条
4	職長教育	安衛法第60条、安衛法施行令第19条、安衛則第40条
5	危険又は有害業務従事者の安全衛生教育	安衛法第60条の2、安衛則第40条の2
6	労働災害防止業務従事者の安全衛生教育	安衛法第19条の2、安衛則第24条
7	健康教育	安衛法第69条
8	労働災害防止業務従事者講習	安衛法第99条の2

*事業者が行う特別教育について

- ①特別教育の細目は、厚生労働大臣が定める「安全衛生特別教育規程」（改正 厚生労働省告示第363号）に基づいて実施すること（労働安全衛生規則第39条）。
- ②特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存すること（労働安全衛生規則第38条）。

労働安全衛生法では、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務とし、これらの業務については、一定の資格（免許を受けた者や技能講習を修了した者）を有するものでなければ就業させてはならないことになっています（安全衛生法第61条第1項）。

*就業制限に係る業務は労働安全衛生法施行令第20条に定められています。

*就業制限の業務 (労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条)

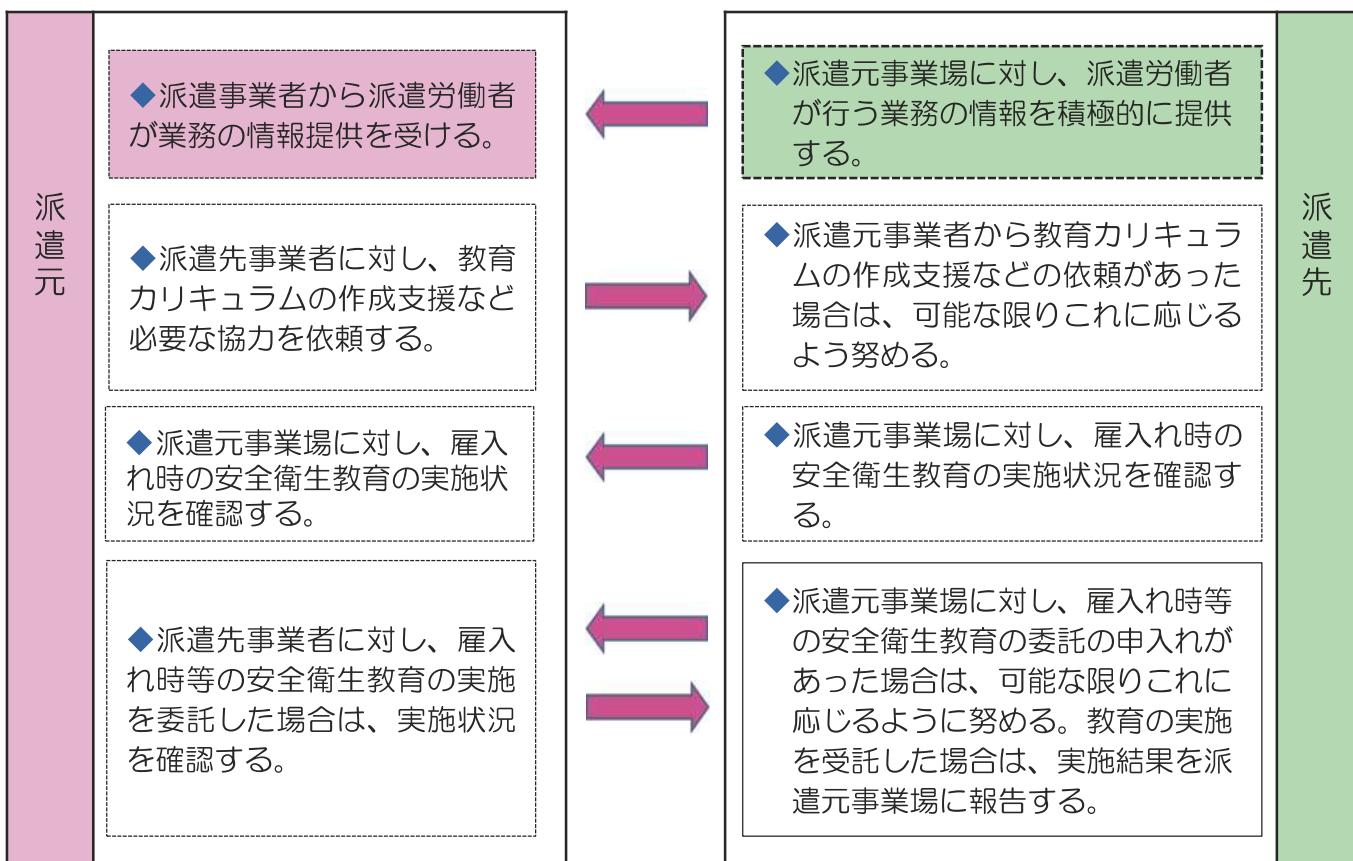
1	発破業務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は、残薬の点検及び処理の業務・発破技士免許	9	潜水業務	潜水器を用いかつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンペの給気を受けて水中において行う業務
2	揚貨装置運転	制限荷重5トン以上運転業務(船内デリック、クレーン)	10	溶接等業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務
3	ボイラー取扱	ボイラー取扱(令1条4号の小型除く) ①胴内径750mm以下でかつその長さが 1,300mm以下の蒸気ボイラー ②伝熱面積が3m ² 以下の蒸気ボイラー ③伝熱面積が14m ² 以下の温水ボイラー ④伝熱面積が30m ² 以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあっては内径400mm以下かつ内容積0.4m ³ 以下)	11	フォークリフト	最大荷重1トン以上運転業務(道路走行は道交法適用)
4	ボイラー・第一種圧力溶接	溶接の業務(小型ボイラー、小型圧力を除く) ボ則9、55条但し書き イ 溶接部の厚さ25mm以下の溶接 ロ 管台、フランジ等を取付ける溶接	12	建設機械	機体重量3トン以上運転(道路走行は道交法適用) ・別表7の1号(整地、運搬、積込機) ①ブルドーザー ②モーターグレーダー ③トラクターショベル ④すり積機 ⑤スクレーパー⑥スクレープドーザー ・別表7の2号(掘削機) ①パワーショベル ②ドラグショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー ・別表7の3号(基礎工事機)(3トン以上) ①くいい打ち機 ②くい抜き機 ③アースドリル ④リバースサーキュレーションドリル ⑤せん孔機 ⑥アースオーガー ⑦ペーパードレーンマシーン
5	ボイラー・第一種圧力容器整備	①小型及び上記3の①～④のボイラーは除く ②令1条 5号の第一種圧力容器(以下は除く) イに該当のもの、内容積5m ³ 以下 ロ～ニに該当のもの、内容積1m ³ 以下	13	ショベルローダ フォークローダ	・別表7の6号(解体用機械) ①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧碎機 ④解体用つかみ機
6	クレーン運転	つり上げ荷重5トン以上運転(跨線テルハは除く)	14	不整地運搬車	最大荷重1トン以上運転(道路走行は道交法適用)
7	移動式クレーン	つり上げ荷重1トン以上運転	15	高所作業車	作業床の高さ10m以上運転(道路走行は道交法適用)
8	デリック	つり上げ荷重5トン以上運転	16	玉掛け	制限荷重1トン以上の揚貨装置、つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務

派遣元・派遣先事業者が行う安全衛生教育

派遣労働者については、雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育は派遣元に、危険有害業務に従事する者に対する特別教育は派遣先に実施義務があります。

派遣元	派遣労働者を雇入れたとき	雇入れ時の安全衛生教育
	派遣先事業場を変更したとき	作業内容変更時の安全衛生教育
派遣先	法令で定められた危険・有害な業務に派遣労働者を従事させるとき	特別教育
	受け入れている派遣労働者の作業内容を変更したとき	作業内容変更時の安全衛生教育

派遣元・派遣先事業者の連絡調整事項



労働災害が発生した際の届出

派遣労働者が労働災害などにより死亡したとき、または休業したときは、**派遣元と派遣先双方の事業者**がそれぞれ所轄の**労働基準監督署長**に**労働者死傷病報告**を提出する必要があります。

休業日数が4日以上の場合は、様式第23号による労働者死傷病報告を遅滞なく提出する必要があります。休業日数が4日未満の場合は、様式第24号による労働者死傷病報告を1月～3月発生分は4月末日、4～6月発生分は7月末日、7～9月発生分は10月末日、10～12月発生分は1月末日までに提出する必要があります。



STOP! 転倒災害 プロジェクト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

POINT

50歳以上の労働者から提出される、転倒に関するヒヤリ・ハット事例（仕事中、転倒しそうになった事例）に着目し、優先的に措置を講じましょう。

→ 50歳以上の労働者は、20代の労働者と比べると、平衡機能、薄明順応、視力、伸脚力、瞬発反応が低下傾向にあります。

★ 転倒災害の防止対策事例



階段の上り口、下り口に人感センサーを設置し、歩行者に対して「手すりを持ちましょう」とのアナウンスを流しているもの。また、階段の両側に手すりを設けているもの。



階段の踏み面の端部に砂を混ぜた塗料を塗ることにより、耐滑性を高めているもの（黄色の部分）。



転倒災害防止対策として「ポケテナシ」（ポケットに手を入れて歩かない、携帯電話を触り、通話しながら歩かない、手すりを持って階段を昇降する、斜め横断しない、指差呼称）の標語を掲げ、関係労働者に周知しているもの。

滋賀労働局HP：「製造業における労働災害防止対策好事例集」より

チェックリストで危険な作業を防ぎましょう。

チェック項目



1	脚立の脚部は滑り、沈下のない状態で使用していますか	
2	脚立は傾きのない安定した場所に設置して使用していますか	
3	脚立の開き止め（金具）は確実に掛けて使用していますか	
4	ヘルメットは着用していますか	
5	脚立に乗った状態で無理に力を入れるような作業をしていませんか	
6	脚立の天板上に乗って作業していませんか、また、天板上でつま先立ち状態で作業していませんか	
7	荷物を手に持ちながら脚立を昇降していませんか	
8	脚立を背に昇降していませんか	
9	使用前点検を行い、異常のないことを確認して使用していますか	
10	踏み面に滑り止めがついていますか	
11	脚立の使用方法（作業マニュアルなど）を定めていますか	
12	脚立の使用方法について教育していますか	
13	脚立作業を行う際の実態把握ができるしくみはできていますか（勝手な単独作業を禁ずるなど）。また補助者を付けるなどの管理体制はできていますか	

★ 墜落・転落災害の防止対策事例



昇降設備の使用



脚立は、業種を問わず、多くの事業場で身近に使用されている用具であり、家庭でも使用されているものです。

しかし、事業場では、脚立の使用において多くの重篤な労働災害が発生し、中には死亡に至る災害も発生しています。脚立の適切な使用により労働災害を防止しましょう。

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないでしょうか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないでしょうか？

★回転物等はさまれ危険箇所に用い、覆い等を設けること。

⇒囲い等が設置されていない（できない）場合は、インターロック、エリアセンサー等により、危険箇所に作業者が入る時に確実に機械が停止する措置を講じる。

⇒安全装置が外せないような設計を検討する。

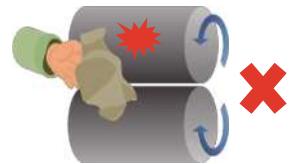
⇒安全装置を外さないと出来ない付帯作業を廃止する。

★機械の掃除、調整等を行う場合には、確実に機械を停止させること。

⇒可能であれば機械の主電源を落とし、スイッチの誤操作による機械の突然の動作の防止を図ること。

⇒機械の動力に液圧、空気圧、バネ等を使用している場合は、残圧が存在していること、回転体を使用している場合は慣性による回転が存在していることに留意すること。

★複数名で機械の調整等の作業を行う場合には、所定の合図等により、作業者同士が互いの位置関係や安全を確認した上で行うこと。



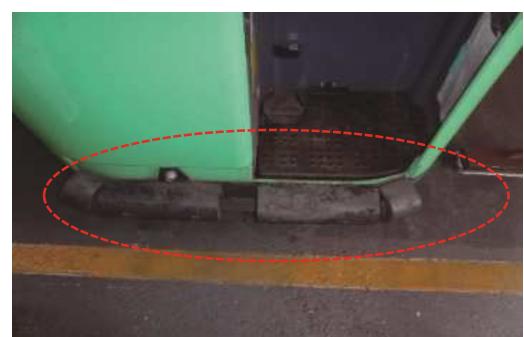
POINT

異常が発生した場合は、「まず止める、（保全担当者等を）呼ぶ、（担当者が来るまで）待つ」。

はさまれ・巻き込まれ災害防止対策事例



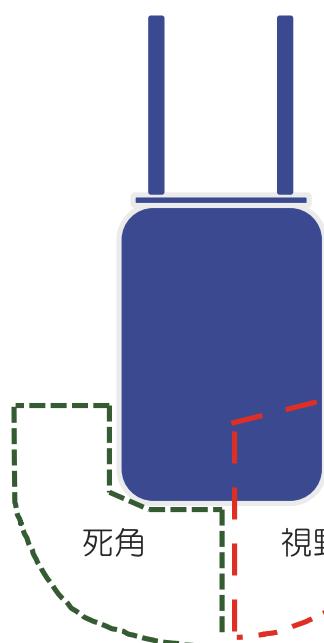
ボール盤のドリル部の周囲に囲いを設け、加工中に作業者の手指等が巻き込まれる災害を防止しているもの。



プレスブレーキ用レーザー式安全装置を設置し、作業者の手指等が金型に挟まる災害を防止しているもの。

リーチリフトの後部を撮影。緩衝材を取り付けて、万が一、壁等に激突した場合の衝撃を和らげ、また、運転席から足がはみ出していた場合はさまれ災害をケアしているもの。

滋賀労働局HP：「製造業における労働災害防止対策好事例集」より



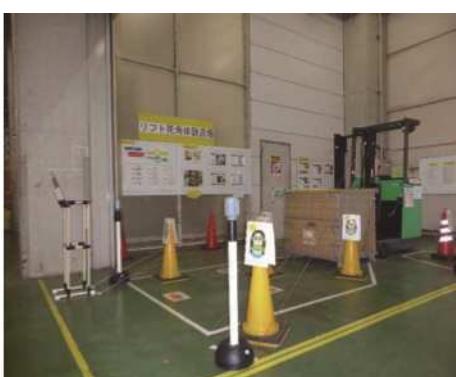
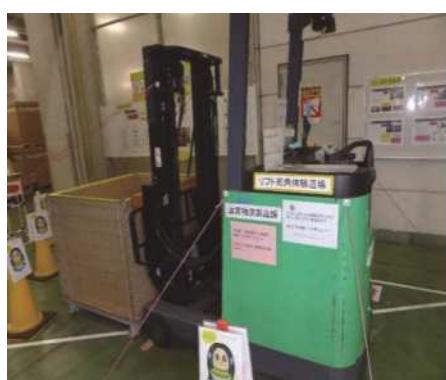
フォークリフト運転時の労働災害で多い事故の型は・・・
はされ・巻き込まれ・・・約31%
墜落・転落・・・・・・・約19%
激突され・・・・・・・約18%

POINT

＜死角教育＞

作業エリアに人がいないことについて、
フォークリフト運転手が常に確認することは当然ですが、運転手以外の労働者も、フォークリフトには死角が多いことを知ることが重要です。

運転手と他の作業者が、フォークリフトの特性や危険性について共通の認識を持ちましょう。



滋賀労働局HP：「製造業における労働災害防止対策好事例集」より

フォークリフトの死角体験教育を実施しているもの。

実際に全労働者を運転席に立たせ、ランダムに配置されたカラーコーン等が運転席から確認できるかを体験させ、運転者の死角を認識させている。

【その他の対策】

- ◎高さがある荷物を運ぶ際はバック走行し、視野を広くとること。
- ◎フォークリフトの近接が容易に分かるように、ブザー（警告音）や回転式警告灯を設置すること。
- ◎作業員は、フォークリフトの稼働中は作業エリアに入らないこと。
- ◎運転者及び歩行者は、進行方向の安全を十分確認すること。



交差点にカーブミラーを設置し、激突災害を防止しているもの。

滋賀労働局HP：「製造業における労働災害防止対策好事例集」より

★ 腰痛災害防止対策事例



腰痛ベルトを支給し、勤務中の着用を義務付けたもの。



フォークリフトの座席に振動軽減クッションを取り付けたもの。



立位から膝を曲げての介護に作業方法を変更したもの。



作業場の床面に疲労軽減マットを設置したもの。

滋賀労働局HP：「職場における更なる労働災害防止対策にご協力願います」より



事業主の皆さまへ

職場での腰痛を予防しましょう！

「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上の職業性疾病の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけて出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的に取り組むことができます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

腰痛予防例：荷物の持ち上げ方法

POINT 1 持ち上げる物の重量を把握（表示）する

手作業で持ち上げる物は、満18歳以上の男性作業者では自らの体重の40%、女性作業者では24%程度に制限しましょう。それ以上の重量を扱う場合は、テーブルリフターやりフター台車などの荷役機材の活用、複数名での作業を検討してください。

POINT 2 適切な休憩時間を設ける

作業中は適宜休憩を行い、また、他の作業と組み合わせ、同一の作業姿勢を長時間続けないように注意しましょう。

立ち作業を行う場合、おおむね1時間につき1～2回程度小休止・休息を取りながら、体操を行わせるようにしましょう。

POINT 3 作業開始前体操を行う

急性腰痛は作業開始から2～3時間の間に起こりやすく、また、始業時は身体の動作や外力に対する反応性が低下していることから、作業開始前の体操を行うと、筋肉に刺激が与えられ、その後の筋活動への備えができ、腰痛予防効果が得られると言われています。

全産業に占める陸上貨物運送事業（以下、「陸運業」という。）の労働災害件数は、高止まりの状況にあります。また、荷役作業中の労働災害は、全国で毎年1万件近く発生しており労働災害全体の1割に達しようとしています。さらに、陸運業の労働災害のうちトラックの荷台からの墜落、転落等、荷役作業中に発生した労働災害の3分の2は荷主、配送先、元請事業者等（以下、「荷主等」という。）の事業場で発生しており、荷主等における荷役災害の防止が重要となっています。

POINT 荷役ガイドラインの遵守

陸運業者の実施事項	荷主等の実施事項
<p>① 安全衛生管理体制の確立等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役災害防止のための担当者の指名 ・安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善（リスクアセスメントの実施とその評価に基づく必要な措置を含む） ・安全衛生委員会等における調査審議、陸運業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置 	<p>① 安全衛生管理体制の確立等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役災害防止担当者の指名等、陸運業者と連携した労働災害防止のための措置を適切に実施するための体制の構築 ・荷主等が安全衛生方針や目標の設定、計画の策定を行う際、陸運業者が荷主等の作業場で行う荷役作業における労働災害防止対策を盛り込むこと ・安全衛生委員会等における調査審議、陸運業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置
<p>② 荷役作業における労働災害防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業内容に応じた安全衛生対策 ・墜落・転落による労働災害の防止対策 ・荷役運搬機械（フォークリフト、クレーン等、コンベヤー）、荷役用具・設備（ロールボックススパレット等）による労働災害の防止対策 ・転倒による労働災害の防止対策 ・動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策（腰痛予防対策指針に基づく対策） 	<p>② 荷役作業における労働災害防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷主等が管理する施設における荷役作業場所の整備、墜落・転落防止のための施設、昇降設備の用意、転倒災害防止対策など ・陸運業者の労働者にフォークリフト、クレーン等を貸与する場合の措置 →誘導者の配置、フォークリフトごとの癖の伝達、作業計画の共有など
③ 荷役作業の安全衛生教育の実施	③ 荷役作業の安全衛生教育の実施
④ 陸運業者と荷主等との連絡調整	④ 陸運業者と荷主等との連絡調整
⑤ 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置（休憩時間を考慮した運行計画）	⑤ 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置（休憩時間の確保や到着時間の弾力化について配慮）
⑥ 陸運業者間で業務請負等を行う場合の措置（元請事業場と下請事業場との作業間の連絡調整等）	⑥ 陸運業者間で業務請負等を行う場合の措置（元請事業者と下請事業場との作業間の連絡調整等）

荷役ガイドラインでは、「荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運業の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。」と定めていることから、荷主等の皆様も、陸運業の労働者の安全確保のため、必要な安全措置への協力や陸運業者との連携が求められます。

また、荷役ガイドラインの「第2 陸運業者の実施事項」の「4 陸運業者と荷主等との連絡調整」の「（1）荷役作業における役割分担の明確化」において「陸運業者と荷主等は荷役作業の付帯業務についても書面契約の締結を推進すること。」とされています。

これについては、国土交通省が「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を公表しています。

なお、荷主等の構内において、荷役作業中に労働災害が発生した場合は、荷主等が労働安全衛生法や損害賠償責任等の法的責任を負う場合があります。

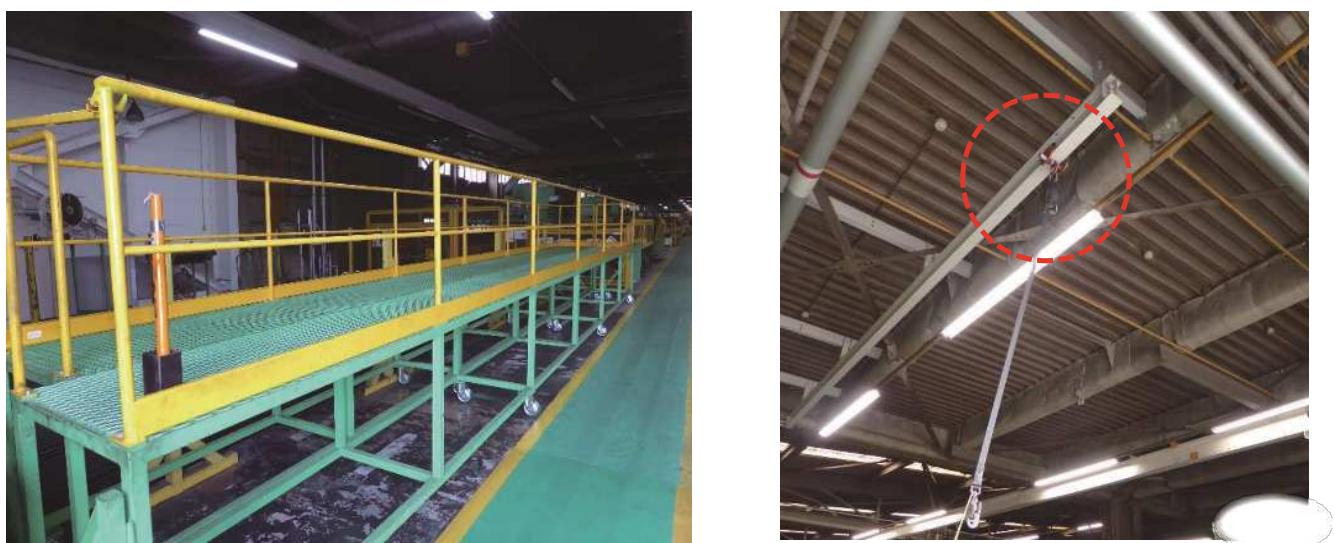
荷役作業中の墜落・転落災害事例

- ① トラックの荷台上の荷にシートを被せるため、シートを後ろまで伸ばし、車両後方のあおり上に立つて、更に後ろに引っ張ったところ、シートを掴んでいた手が滑って地面に転落した（頸椎骨折 休業約3箇月）。
- ② 配送先において、トラックのあおり上に立って（高さ約1.5m）部材を整えていたところ、足を滑らせ、地面に転落した（腰背部・臀部打撲 休業約1箇月）。
- ③ 事業場内において、トラックの荷台上の荷の整理を行っていたところ、バランスを崩して約1m下の地面に転落。
なお、被災者はヘルメットを被っていなかった（頭部、腰部打撲 休業約2箇月）。
- ④ トラックの荷台上で荷締め作業を行っていたところ、雨で濡れていた積み荷の二段積み型枠から足を滑らせ、地面に転落した（右下腿両骨骨折 休業約3箇月）。

「あおり」からの墜落・転落災害防止対策



リーフレット「荷役作業を安全に」より



トラック運転手等、荷役作業者の荷台からの墜落・転落災害防止対策として、移動式のプラットホーム（手すり付きの作業床）を設置したもの。また、天井部に安全ブロックを設置し、荷役作業中の墜落制止用器具の使用を義務付けているもの（滋賀労働局HP：「製造業における労働災害防止対策好事例集」より）。

危険の「見える化」とは、職場の危険を可視（＝見える化）し、労働者全員で共有することです。労働災害発生場所、KY活動やヒヤリ・ハット報告から見つけた危険のポイントに、写真やイラスト、ステッカー等を貼る、また、危険マップを作成する等により、注意喚起を促しましょう。作業手順書に写真等を活用し、文書による説明をなるべく簡略化し、目で見て分かりやすく工夫することも「見える化」です。「見える化」は、労働災害の防止に効果的な手法の一つです。

滋賀労働局HP：「製造業における労働災害防止対策好事例集」より



扉の開閉範囲を床面に示し、扉と歩行者等の接触防止を図っているもの。



扉の周囲に人感センサーを設置。ライトの点滅によって扉が開くことを知らせ、扉付近での激突災害を防止しているもの。



通路の交差点について、出会い頭の衝突事故等を防止するため、床面に「指差呼称」を勧奨する表示を行っているもの。

職場内の「危険マップの作成例」

（危険マップ及び危険マークのイメージ）



危険マークの種類

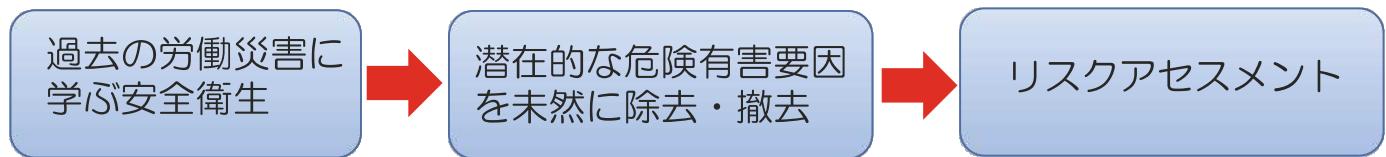


POINT まずは原因究明

もし、労働災害が起こったなら、下記のような報告書を作成し、災害発生原因を究明して再発防止対策を講じるとともに、社内で災害情報を共有することも大切です。

労働災害報告書【□休業 □不休】								報告年月日			
								報告者			
本社		災害発生事業場						被災者氏名(年齢)			
○○○○	○○○○	工場長	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○				
発生日時： 年 月 日(曜日) 時 分 頃 (天候： 気温：)											
発生場所： 作業の形態											
被災者情報		所属部署： 作業内容	勤続	入社年月日：	業務経験：			傷病名： 障害部位： 病院名： 全治： 日／休業： 日(見込み) 全治： 日／休業： 日(実際)			
災害発生の経緯	イ) 事故の発生経緯を5W1Hで時系列に箇条書きで記入。特に事故に至った重要な項目№に◎印をつける								※事故の型： ※起因物： ※加害物： 災害発生状況(写真等添付)		
	1.										
	2.										
	3.										
	4.										
	5.										
	6.										
	7.										
	8.										
	9.										
	10.										
ロ) 本災害を「人」「物」「管理」の面で洗い出しあげよう。その確認内容から本災害に直接繋がったと思われる重要な項目№(問題点)に◎印をつける											
事実の確認	No.	要因	確認内容			No.	要因	確認内容			
	1	単独・共同で行う作業か	□単独・□共同(役割：)			物	11	その他の要因	1) 2) 3)		
	2	有資格作業に該当するか	□する・□しない(資格名：)								
	3	本作業に対する技能・知識に問題はなかったか									
	4	作業場の周囲の4S状態に問題はなかったか									
	5	作業場の照度・気温・換気塔に問題はなかったか					管 理	12	作業手順書の有無 安全上の取決めの有無		
	6	その他の要因	1) 2) 3)								
						13		同種/類似災害の有無と対策(他事業場含む)			
						14		監督者(職長・班長)からの指示・命令の有無			
						15		作業責任は明確にされていたか			
	物(設備・治具等)	7	作業服装に問題はないか				16	事前打合せを行ったか			
		8	指定の保護具を着用していたか	安全帽：□着用 □未着用 □必要なし 安全靴：□着用 □未着用 □必要なし 保護手袋：□着用 □未着用 □必要なし 保護メガネ：□着用 □未着用 □必要なし その他() □着用 □未着用 □必要なし			17	設備の始業点検等は行われていたか			
		9	設備運転状況に問題はなかったか				18	本作業に対する安全教育・OUTは行われたか 注意事項・警告等の表示はされているか			
		10	使用治具・工具は作業に適した物(指定の物)が使用されたか				19	1) 2) 3)			
							20	その他の要因			
上記イ)・ロ)で抽出した重要項目◎印(問題点)から災害要因を明確にする。					①対策は、何をどうするのか、5W1Hで具体的に記載すること。 ②暫定対策で対応した場合、その後の恒久対策を併せて記載すること。					遂行責任者及び最終確認者	期限
分類	問題点№.	災害要因			再発防止対策						
人											
物											
管理											
類似・同種災害防止対策または配慮すべき事項(事実確認欄の◎印以外で、特に注意が必要と思われる事項)											
1.	2.	3.									
《本社○○○○所見(他工場への水平展開指示事項等)》				《工場長所見》			《安全管理者所見》				

リスクアセスメントは、職場にある様々な危険の芽（リスク）を見つけ出し、それにより起こることが予想される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、リスクの大きいものから順に労働災害防止対策を講じていく安全管理手法です。



リスクアセスメントの指針関係（労働安全衛生法第28条の2）

危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成18年3月10日 指針公示第1号）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針
(平成27年9月18日 指針公示第3号)

機械の包括的な安全基準に関する指針（平成19年7月31日 基発第0731001号）

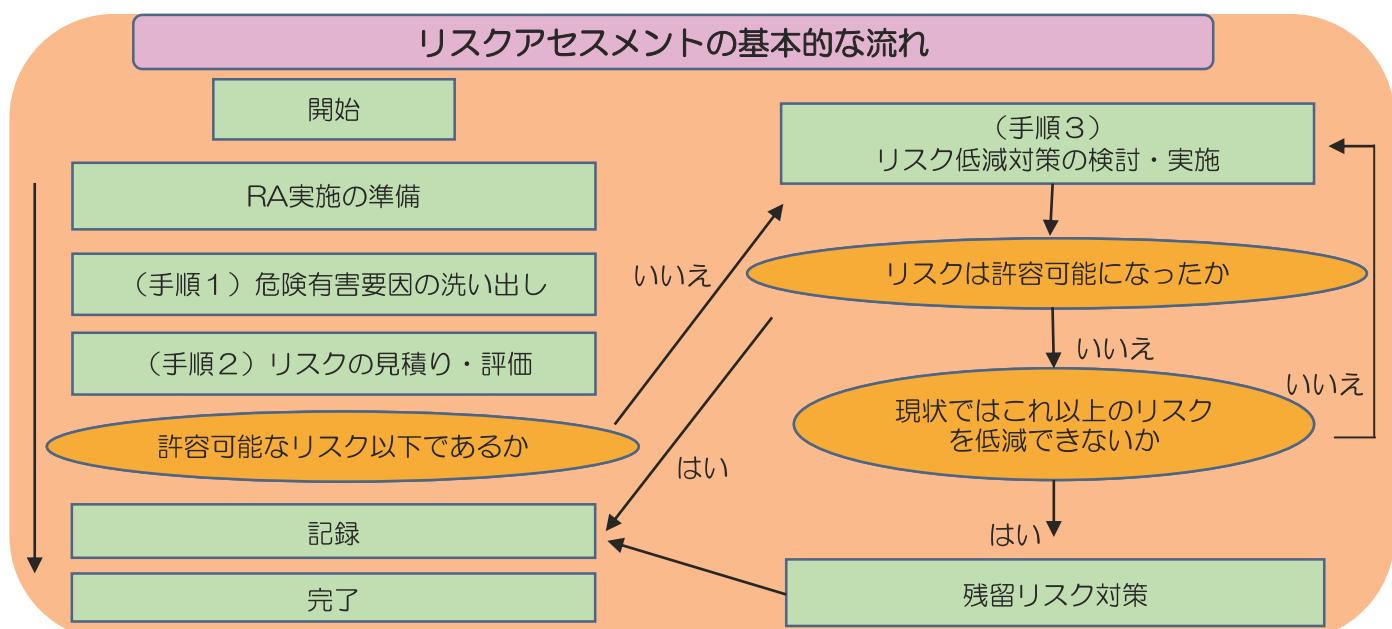
1 リスクアセスメントの効果

- (1) 災害要因を事前に排除できます。
- (2) 対策の優先付けが可能となり、また、緊急性と必要な資金等を検討することで費用対効果が向上します。
- (3) 管理監督者と作業者が危険に対する認識を共有できます。
- (4) 残されたリスクに対して「守るべき決め事」の理由が明確になります。
結果として、企業の社会的信用が向上し、優良企業として地域貢献につながります。

2 リスクアセスメントの実施手順

- 手順1 職場に潜在するあらゆる危険有害要因※を洗い出す。
※「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」、「腰痛」災害に係る危険有害要因から特定してみましょう。
- 手順2 これらの危険有害要因について、危険有害性（リスク）を見積もり、数値化等でリスクの大小を評価する。また、当面現状のままで容認できる範囲（許容リスク）を明確にする。
- 手順3 危険・有害性の高いものから順にリスク低減対策を実施する。
残留リスクがある場合には、その対策も検討・実施する。

※「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」、「腰痛」災害に係る危険有害要因から特定してみましょう。



リスクアセスメント実施報告書（例）

1. 評価基準

災害の可能性	点数
高い	10
普通	5
低い	2
ケガの重大性	点数
死亡	20
重傷	10
軽傷	5

部長	○○	○○	作成者

リスク評価	許容	点数
Ⅲ 急迫したリスク	否	20以上
Ⅱ 相当程度のリスク	否	19~11
Ⅰ 小さいリスク	可	10以下

対象工程名：第一製造ライン○○加工工程

実施年月日： 年 月 日 ~ 年 月 日

報告書作成日： 年 月 日

実施者：

2. 実施結果

番号	機械・設備	作業工程	作業区分(定/非)	危険有害要因(ハザード)	災害に至るプロセス	可能性	重大性	リスクポイント	リスクレベル	対策	改善後のリスクレベル(予測)	対策実施日
1	○○○	材料のセット	定	材料送り装置	材料保持、調整時に、送り装置に手指が巻き込まれる。	5	10	15	Ⅱ	送り装置前面に安全カバーを取り付け、必要最小限の開口部とする。	I	
			定	材料	材料保持、調整時に材料のエッジで手指を切る。	5	10	15	Ⅱ	材料の保持台を設置し、作業効率の向上を図る。	I	
2												

リスクの見積り・評価表の例

例1:リスクの見積り表

可能性	重大性	わずかに危険有害	危険有害	極めて危険有害
可能性が極めて小さい	許容可能なリスク	許容可能なリスク	中程度のリスク	
可能性が小さい	許容可能なリスク	中程度のリスク	大きなリスク	
可能性が大きい	中程度のリスク	大きなリスク	耐えられないほどのリスク	

例2:リスクの見積り及び評価表

1) 危険有害要因(ハザード)について予想される労働災害の発生の可能性の区分と配点

高い	ふつう	低い
10点	5点	2点

2) 労働災害による被害の重大性の区分と配点

死亡	重傷	軽傷
20点	10点	5点

$$\text{リスクポイント} (\text{リスクの大きさを表す尺度}) = \text{可能性の程度} + \text{重大性の程度}$$

例えば、可能性が「ふつう」、重大性が「重傷」の場合
リスクポイント=5点+10点=15点

リスクの評価(許容の可否)

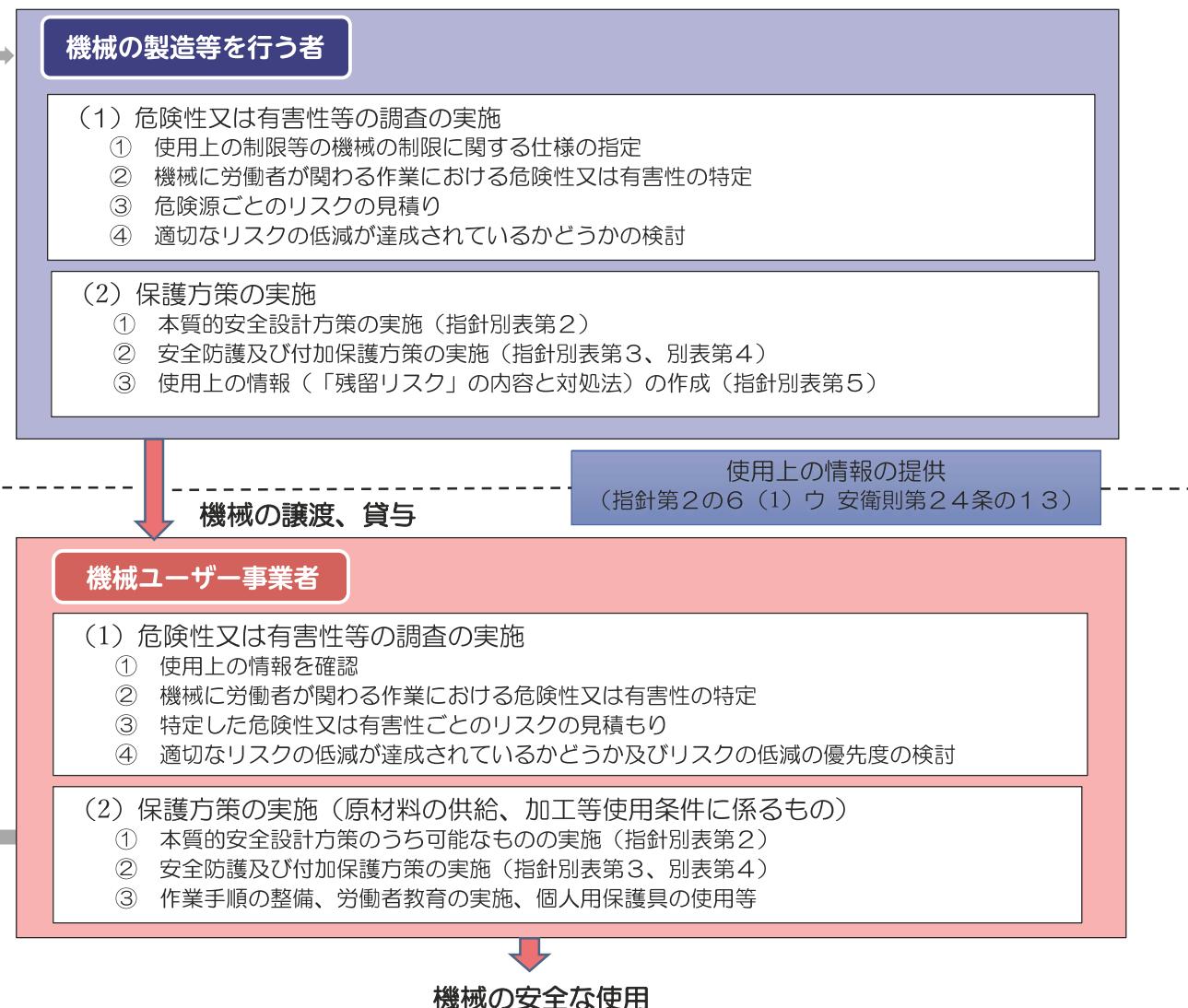
区分	許容の可否	リスクポイントの範囲
労働者の安全衛生確保にとって急迫した危険有害な状況である	否	20以上
労働者の安全衛生確保にとって相当程度の危険有害な状況である	否	19~11
労働者の安全衛生確保にとって特に危険有害の認められない状況である	可	10以下

注:数値化する方法には、「たし算」のほか「かけ算」の方法もあります。

機械の包括的な安全基準に関する指針（平成19年7月31日 基発第0731001号）

機械包括的安全指針は、すべての機械に適用できる包括的な安全確保の方策に関する基準を示したものです。指針は、機械の設計、製造又は、改造を行う者、機械輸入業者及び機械を労働者に使用させる事業者がこの指針に従って安全方策（リスク低減のためのあらゆる手段）を行い、機械の安全化を図るために実施すべき事項を示しています。

注文時の条件等の提示・使用後に得た知見等の伝達



関係条文（概要）

(事業者の責務)

「機械その他の設備を設計し製造し、若しくは輸入する者は機械が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めなければならない」（労働安全衛生法第3条第2項）。

(事業者の行うべき調査等)

「事業者は、・・・危険性又は有害性を調査し、その結果に基づいて・・・労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を講じるよう努めなければならない」（労働安全衛生法第28条の2）。

(機械に関する危険性等の通知)

「労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械を譲渡し、又は貸与する者は、文書の交付等により当該機械に関する次に掲げる事項を、当該機械の譲渡又は貸与を受ける相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。（労働安全衛生規則第24条の13）（以下省略）

「災害ゼロ」から「危険ゼロ」へ 自主的な活動による安全衛生水準の向上を図りましょう

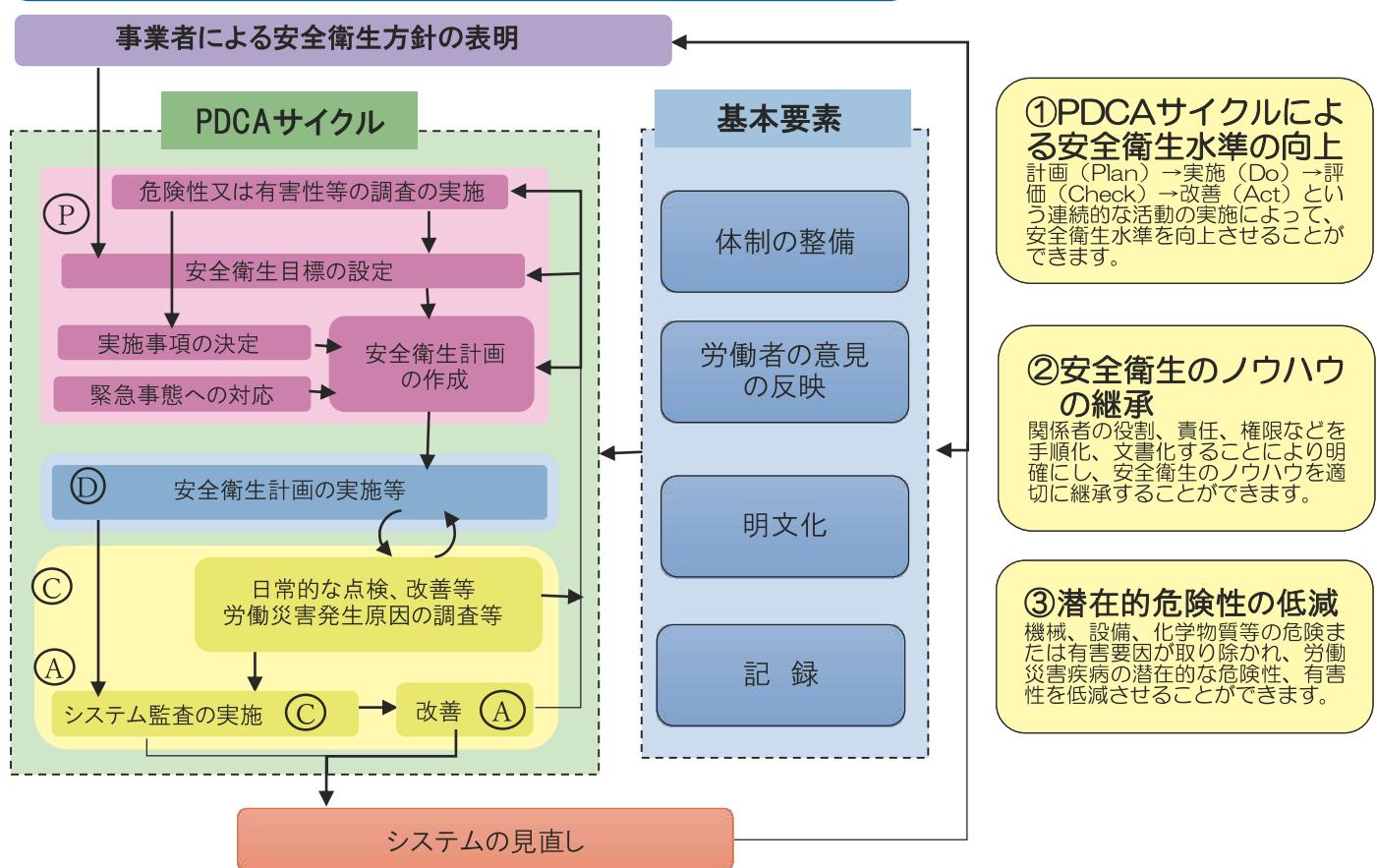
労働安全衛生マネジメントシステムとは、安全衛生水準の向上を図るため、事業場において職場の危険有害要因を合理的かつ体系的に減少させ、組織的に継続して安全衛生管理を実施するため、事業者が労働者の協力のもとに「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Act）」までの一連の過程を定め、取り組むことです。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の概要

「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（改正 平成18年3月10日付け厚生労働省告示第113号）

- ① 安全衛生方針を表明する。
- ② 機械、設備、化学物質等の危険又は有害要因を特定し、それを除去又は低減するための実施事項を特定する。
- ③ 安全衛生方針に基づき、安全衛生目標を設定する。
- ④ ②の実施事項と③の安全衛生目標等に基づき、安全衛生計画を作成する。
- ⑤ 安全衛生計画を実施及び運用する。
- ⑥ 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を行う。
- ⑦ 定期的に労働安全衛生マネジメントシステムについて監査や見直しを行い改善する。
- ⑧ ②～⑦を繰り返して、継続的に実施する（PDCAサイクル）。

労働安全衛生マネジメントシステムの流れ図



労働安全衛生マネジメントシステムの主要な項目は、総括安全衛生管理者が統括管理する業務として、具体的に以下のとおり定められています。

1. 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
2. 危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
3. 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち約2割を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。

このため、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的とする「交通労働災害防止のためのガイドライン」が定められています。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の概要

- 自動車運転者の労働時間の改善のための基準（改善基準告示：厚生労働省）の遵守
- 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転の配置基準（国土交通省）の遵守

実施事項

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆交通労働災害防止のための管理体制の確立 ◆教育の実施 ◆荷主、元請事業者による配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ◆適正な労働時間等の管理、走行管理 ◆交通労働災害防止に対する意識の高揚 ◆健康管理 |
|--|--|

1. 交通労働災害防止のための管理体制の確立

- ①安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の選任
 - ◆役割、責任、権限を定め、管理者に対して必要な教育を実施する。
- ②安全衛生方針の表明と目標の設定
 - ◆安全衛生計画の作成・実施・評価・改善を行う。
- ③調査・審議
 - ◆安全衛生委員会等の場で、交通労働災害に係る調査・審議を行う。

2. 「適正な労働時間等の管理、走行管理」

- ①適正な走行計画の作成
 - ◆走行の開始・終了の地点、日時、運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間、走行時に注意を要する箇所の位置等を盛り込む。
- ②点呼の実施とその結果への対応
 - ◆疾病、疲労、飲酒、睡眠不良や体調不良などを確認し、正常な運転に就かせる。
- ③荷役作業を行わせる場合の対応
 - ◆事前に荷役作業の有無、運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保する。

3. 教育の実施

- ①雇入れ時の教育
 - ◆交通法規、改善基準告示などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒運転の影響など、体調の維持の必要性について教育する。
- ②日常の教育
 - ◆改善基準告知を遵守させ、十分な睡眠時間を確保するほか、交通事故発生情報の発信などを行う。
- ③交通危険予知訓練
 - ◆イラストシート、写真などを使って危険性を予知し、防止対策を立てる交通危険予知訓練を実施する。

4. 交通労働災害防止に対する意識の高揚

- ①交通労働災害防止に対する意識の高揚
 - ◆ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会などを行う。
- ②交通安全情報マップの作成
 - ◆交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブ・レコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）に基づき、危険な箇所や注意事項を示した交通安全情報マップを作成、配布・掲示する。
- ➡まずは、通勤経路、従業員駐車場におけるマップ作りから始めてみましょう。

5. 荷主、元請事業者による配慮

- ◆荷主・元請事業者の事情による、直前の貨物の増量を起因とした過積載運行を防止する。
- ◆到着時間の遅延が見込まれる場合も、改善基準告知を守った安全運行を確保する（到着時間の再設定やルート変更を行う）。
- ◆荷主・元請事業者は、改善基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしない。
- ◆荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定をし、荷主の敷地内で待機できるように配慮する。

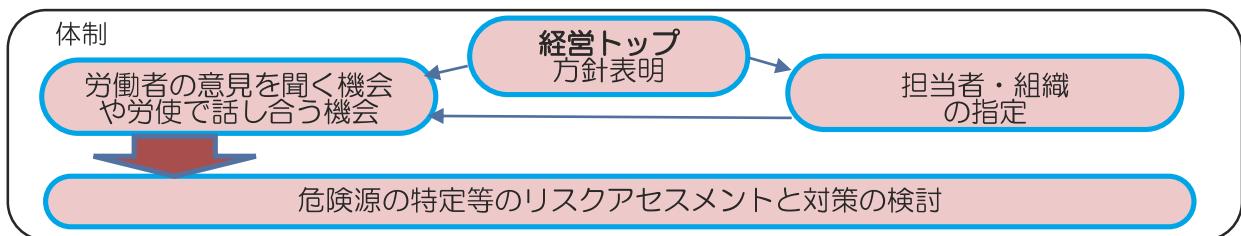
6. 健康管理

- ①健康診断
 - ◆健康診断を確実に実施するとともに、実施後の保健指導も行う。
- ②面接指導等
 - ◆長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者への面接指導と労働時間の短縮などの適切な対応を行う。
- ③心身両面にわたる健康の保持増進
 - ◆事業場での健康の保持、増進の取組みを促進する。
- ④運転時の疲労回復
 - ◆ストレッチなどで運転時の疲労回復に関する指導を行う。



高年齢労働者の就労が一層増加し、これに伴い労働災害による死傷者のうち60歳以上の労働者の占める割合の増加が懸念されています。こうしたことから、厚生労働省は令和2年3月に高年齢労働者の労働災害防止を目的として、事業者や労働者が取り組む事項をとりまとめ、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を公表しました。

事業者に求められる事項



具体的な取組

	予防	把握・気づき	措置
場のリスク	身体機能を補う設備・装備の導入（本質的に安全なもの）	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う設備・装備の導入（災害の頻度や重篤度を低減させるもの）
人のリスク	メンタルヘルス対策（セルフケア・ラインケア等）	ストレスチェック①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
安全衛生教育	健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
	運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等）
	体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	健診後の面接指導、保健指導

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン、以下「ガイドライン」）を策定しました。
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に産業や保健衛生業は減少する第三セクターで増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高いなり、中でも、転倒・転落・墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。



高齢者は身体機能が低下することにより、若年層に比べて運動機能の低下が大きく、交通事故や転倒などのリスクが高くなることがあります。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

POINT

60歳以上の高年齢労働者は、労働災害が重症化しやすいため、職場が人手不足に陥ってしまうおそれも・・・



高年齢労働者が安心・安全に働くことのできる職場づくりを！



外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ

外国人労働者に対する安全衛生教育には、 適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えていました。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育などを実施する際には、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらうことが大切です。

外国人労働者の労働災害発生状況の推移



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

外国人労働者のための 安全衛生教育等自主点検表		<input checked="" type="checkbox"/>
1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなどにより、作業手順を理解させていますか。
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままで従事させていませんか。



注意喚起例（滋賀労働局HP：「製造業における労働災害防止対策好事例集」より）

年間安全衛生計画（令和 年）

基本方針	当社は、安全で快適な職場づくりを目標に取り組んできたところであるが、令和〇〇年においては、休業災害が2件発生し、健康診断の受診率も90%に満たないなど、いまだ従業員の安全衛生意識に問題が認められる。今年は、従業員の安全衛生意識高揚を図り、“不安全行動はしない、させない、見逃さない”という運動に全社一丸となって取り組むこととする。
目標	<p>①すべての墜落危険箇所への手すり設置 ②4S(整理、整頓、清掃、清潔)運動の定着 ③健康診断の100%受診 ④法定資格者の完全充足</p> <p>⑤労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施 ⑥機械・設備の安全化に取り組み、リスクのない職場をめざす ⑦疲労やストレスを軽減し、働きやすい快適な職場環境づくりを促進する。</p>

実 施 項 目	活動日程（実施月、強化月間等）												補 足 説 明 事 項
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
安全衛生委員会の開催（50人以上）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月第1月曜日
職場安全衛生会議の開催（50人未満）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同上
安全衛生委員会等による職場パトロール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月最終木曜日
年間安全衛生推進計画の作成										○			9月から検討開始
安全週間準備期間及び週間行事の実施						○	○						
労働衛生週間準備期間及び週間行事の実施								○	○				
年末・年始無災害運動の実施	○									○			12/15～1/15
夏季無災害運動の実施							○	○					7/15～8/15
春季・秋季交通安全運動の実施				○	○			○	○				
作業マニュアルの見直し・検討													問題があれば随時改善、安全衛生委員会に報告
機械の特定自主検査の実施					○								プレス機械、フォークリフトほか
機械の自主検査の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	クレーン（12月は年次検査）ほか各機械
作業環境測定の実施			○					○					粉じん、有機溶剤ほか
健康診断の実施			◎	○					◎				4月、10月は特殊健康診断
ストレスチェックの実施（50人以上）				○									
健康診断の事後措置の実施					○	○				○			産業医等からの意見聴取ほか
健康づくり運動強化月間					○					○			5月は健康測定、11月は運動会を実施
リスクアセスメントの実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
安全衛生教育（雇用時・作業内容の変更時）の実施				○									4月及び随時
職長教育の実施		○						○					××労働基準協会等の講習を受講
特別教育の実施		○							○				××労働基準協会等の講習を受講
作業主任者・技能講習修了者の確保・充足													実施時期、実施期間を確認のうえ委員会で最終決定
安全管理者、衛生管理者の確保・充足（50人以上）	○							○					
安全衛生推進者の確保・充足（50人未満）	○							○					××労働基準協会等の講習を受講
高年齢労働者の安全衛生教育の実施	○												
KY教育の受講	○								○				中央労働災害防止協会が実施する講習を受講
ヒヤリ・ハット事例の取りまとめ及び周知					○	○							
災害事例の周知													随時

(備考)

月間の重要目標は下記のとおりとする。

1月：ヒヤリハット事例の社内周知、2月：法定資格の取得促進、3月：安全衛生教育の推進、4月：交通事故の防止、5月：健康診断の完全実施、6月：特定自主検査の実施、7月：安全週間の実施、8月：夏期休暇取得による心身のリフレッシュ、9月：職場環境の改善、10月：労働衛生週間の実施、11月：健康づくり運動の強化、12月：機械・設備の安全点検

年間安全衛生計画は、11月までに作成する。安全週間、衛生週間及び準備期間の行事としては、標語の募集、優秀職場の表彰等を実施する。各法定資格者の充足状況は、年間計画策定時に確認して、余裕を持って必要な人員を確保できるよう受講等の計画を立てることとする。

ヒヤリ・ハット事例は、通年で収集し、6月に分析取りまとめを行い、7月に従業員に周知することとする。

春季・秋季交通安全運動においては、過労運転の防止、法定速度の順守、シートベルトの完全着用、携帯電話の運転中の使用禁止を目標とする。

注：①各社の規模、安全衛生管理水準、過去の取り組み状況、作業態様、設備機械等の実情に即して作成ください。
 ②補足説明は例示ですので、この内容に限るものではありません。

1. 一般健康診断

(1) 雇入時の健康診断 [労働安全衛生規則第43条]

常時使用する労働者を雇い入れた際は、次の項目の健康診断を行わなければなりません（健康診断項目の省略はできません）。

健康診断項目	
<input type="checkbox"/> 既往歴および業務歴の調査 <input type="checkbox"/> 自覚症状および他覚症状の有無の検査 <input type="checkbox"/> 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査 <input type="checkbox"/> 胸部エックス線検査 <input type="checkbox"/> 血圧の測定 <input type="checkbox"/> 貧血検査（赤血球数および血色素量）	<input type="checkbox"/> 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） <input type="checkbox"/> 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド） <input type="checkbox"/> 血糖検査 <input type="checkbox"/> 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査） <input type="checkbox"/> 心電図検査

(2) 定期健康診断 [労働安全衛生規則第44条]

常時使用する労働者について、1年以内ごとに1回、定期的に次の項目の健康診断を行わなければなりません。

健康診断項目	省略基準（医師の判断による）
<input type="checkbox"/> 既往歴および業務歴の調査 <input type="checkbox"/> 自覚症状および他覚症状の有無の検査	
<input type="checkbox"/> 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査	・身長 20 歳以上 ・聴力 45 歳未満（35 歳・40 歳を除く）は、医師が適当と認める聴力の検査に代えることができる ・腹囲「35 歳を除く 40 歳未満の者」など
<input type="checkbox"/> 胸部エックス線検査及びかくたん検査	40 歳未満の方で、ア) 5 歳ごとの節目の年の方、イ) 感染症法により対象となっている方、ウ) じん肺法で対象となっている方、以外の方で医師が必要ないと認めるときは省略できます。
<input type="checkbox"/> 血圧の測定	
<input type="checkbox"/> 貧血検査（赤血球数、血色素量） <input type="checkbox"/> 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） <input type="checkbox"/> 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド） <input type="checkbox"/> 血糖検査	40 歳未満（35 歳を除く）
<input type="checkbox"/> 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）	
<input type="checkbox"/> 心電図検査	40 歳未満（35 歳を除く）

労働安全衛生規則第44条の定期健康診断は、雇入時健康診断や海外派遣労働者健康診断等を受けた者については、当該健康診断の実施の日から1年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができます。

(3) 特定業務従事者の健康診断 [労働安全衛生規則第45条]

表に示した特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び6か月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければなりません。ただし、胸部エックス線検査については1年以内ごとに1回、定期に行えば足りることとされています。

※ 45歳未満（35歳・40歳を除く）の者の聴力検査は、医師の判断により他の方法を用いてもよいことになっています。年2回の聴力検査のうち後半の1回は、医師が適当と認める方法を用いてもよいことになっています。

※ 年2回の貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査のうち1回は、医師が必要ないと認めるときは、省略することができます。

POINT

労働者数が常時50人以上の事業場は、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断結果を所轄労働基準監督署長へ提出する必要があります。

○特定業務一覧

労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務（常時従事する労働者に限る）（安衛則第45条）

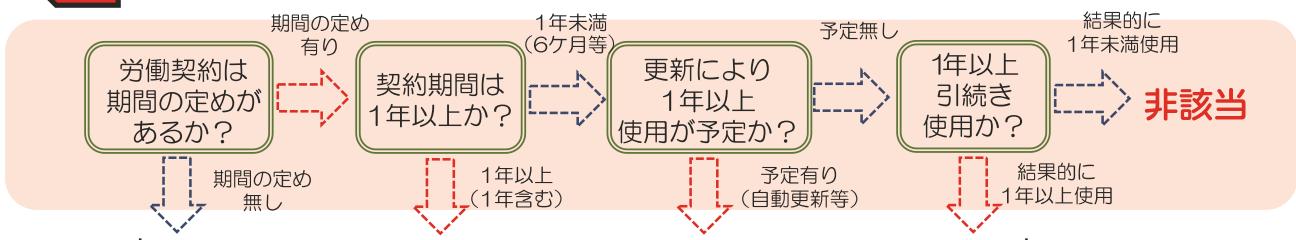
- イ) 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ) 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ) ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 二) 土石・獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ) 異常気圧下における業務
- ヘ) さく岩機、鉛打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト) 重量物の取扱い等重激な業務
- チ) ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ) 坑内における業務
- ヌ) 深夜業を含む業務
- ル) 水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ) 鉛、水銀、クロム、砒素、黄リン、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ) 病原体によって汚染のおそれがある業務
- カ) その他厚生労働大臣が定める業務(未制定)

POINT 「常時使用する労働者」について

① 短時間労働者（パート・アルバイト）

以下のフローチャートで「常時使用する労働者」に該当する短時間労働者を確認してください。

1



2

・同種業務を行う通常の労働者



所定労働時間(→長)

1/2 3/4 1

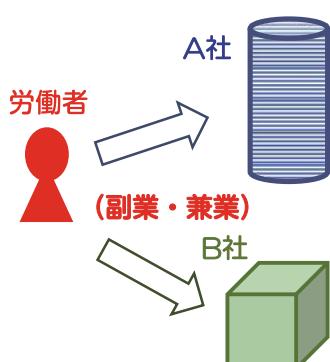
該当

短時間労働者

(但し実施推奨)

同種業務を行う通常の労働者の所定労働時間の4分の3以上か？
(但し、4分の3未満でも2分の1以上の場合は、常時使用する労働者に準じて実施することが望ましい。)

② 副業・兼業で働く者（副業・兼業の促進に関するガイドラインより）



所定労働時間(A社)

(通算不要)

所定労働時間(B社)

使用者の指示で副業・兼業を始めた場合は、両社の所定労働時間を通算した時間で「常時使用する労働者」に該当するかを判断することが望ましいとされています。



2. 特殊健康診断

	特殊健康診断の種類	対象業務等	根拠条文
肺じん法ん	じん肺健康診断	じん肺則別表に掲げる粉じん作業従事者等（じん肺則第2条、同則別表）	じん肺法第3条 じん肺法第7条～第9条の2
労働安全衛生法	高気圧業務健康診断	高圧室内業務又は潜水業務（安衛法施行令第22条第1項第1号）	高圧則第38条
	電離放射線健康診断	エックス線、その他の電離放射線にさらされる業務（安衛法施行令第22条第1項第2号）	電離則第56条
	除染等電離放射線健康診断	除染等業務	除染電離則第20条
	鉛健康診断	鉛等を取扱う業務	鉛則第53条
	四アルキル鉛健康診断	四アルキル鉛の製造、混入、取扱いの業務（安衛法施行令第22条第1項第5号）	四アルキル則第22条
	有機溶剤等健康診断	屋内作業場等（第3種有機溶剤は、タンク等の内部に限る）における有機溶剤業務（安衛法施行令第22条第1項第6号）	有機則第29条
	特定化学物質健康診断	1. 安衛法施行令第22条第1項第3号の業務（石綿等を取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く） 2. 安衛法施行令第22条第2項に掲げる物（石綿等を除く）を過去に製造し、又は取り扱っていたことのある労働者で現に使用しているもの	特化則第39条 同則別表第3、第4
	石綿健康診断	1. 石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務 2. 過去に石綿等を製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているもの	石綿則第40条
	歯科医師による健康診断	安衛法施行令第22条第3項に掲げる業務	安衛則第48条

※エチレンオキシド、ホルムアルデヒドの製造取扱いの業務については、6か月以内ごとに1回の特定業務従事者の健康診断が必要です。

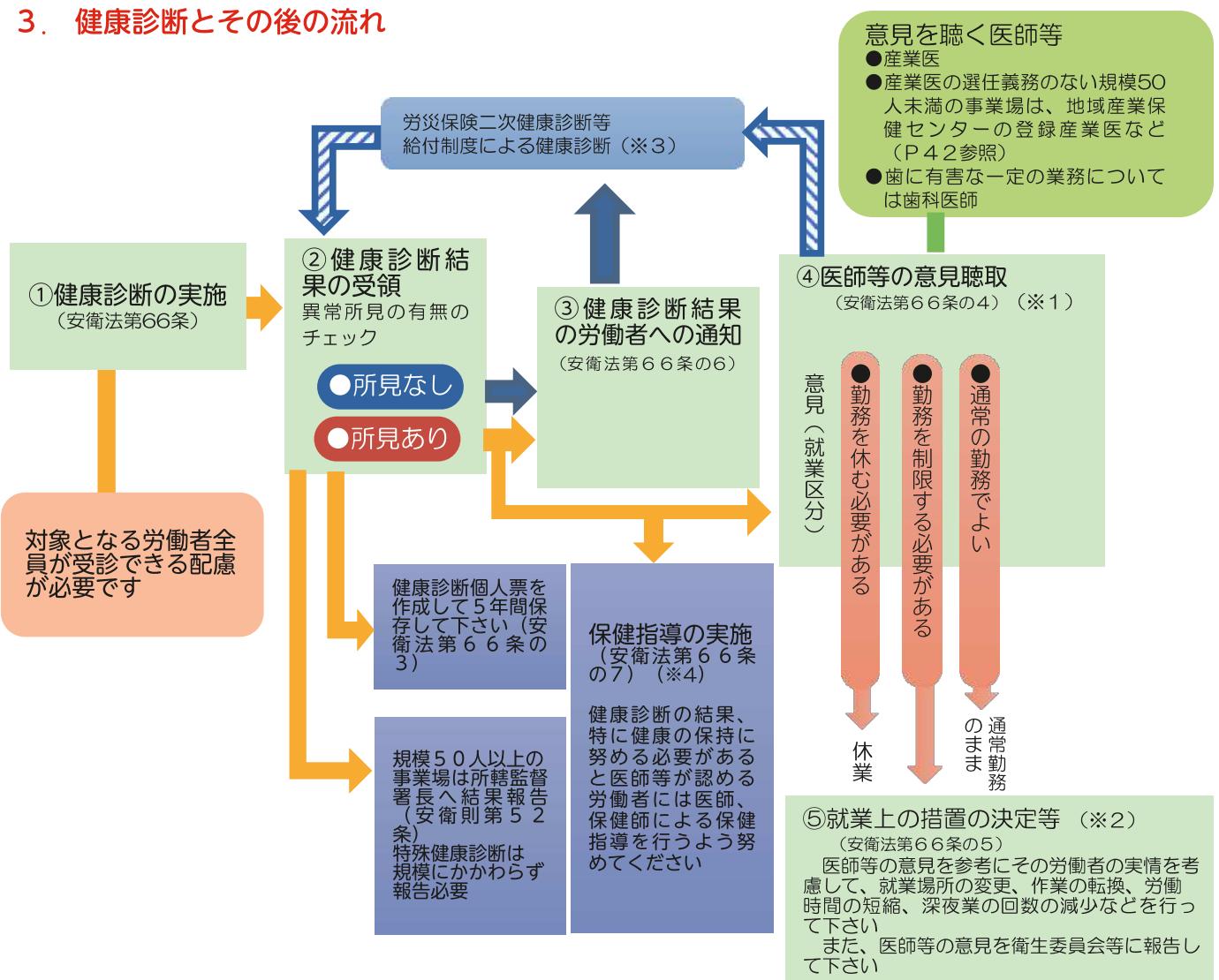
※特殊健康診断の結果については、一般健康診断と同様に労働者への通知が義務づけられています。なお、特殊健康診断を実施した場合、常時使用する労働者数にかかわらず、実施したすべての事業者が所轄労働基準監督署長へ結果報告書を提出する必要があります。

じん肺健康診断

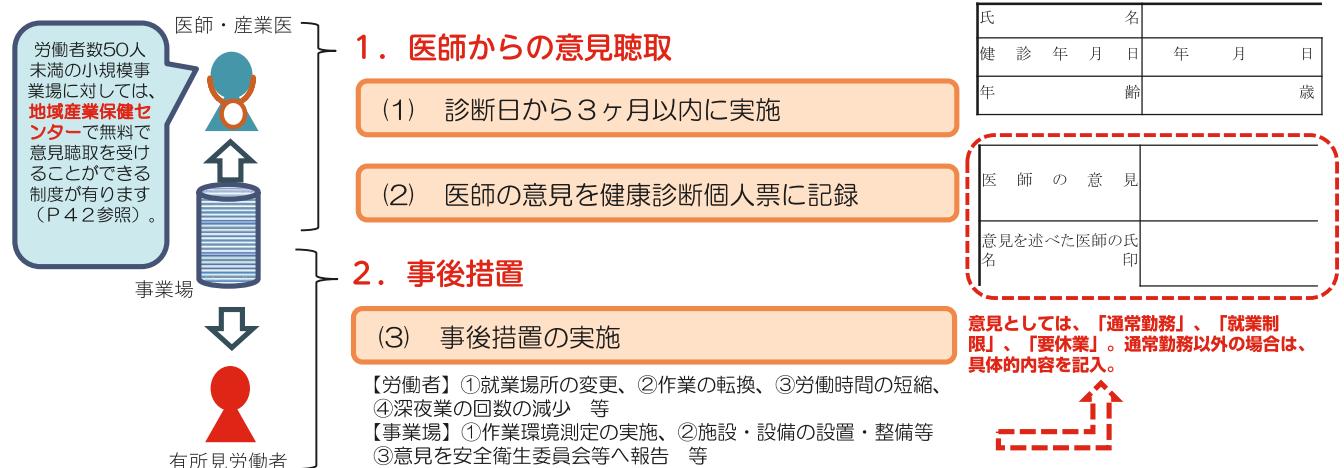
じん肺健康診断の実施の有無にかかわらず、12月末現在のじん肺に関する健康管理の実施状況を翌年の2月末までに労働基準監督署長へ提出する必要があります。

粉じん作業従事との関連	管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2・3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、現在は非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

3. 健康診断とその後の流れ

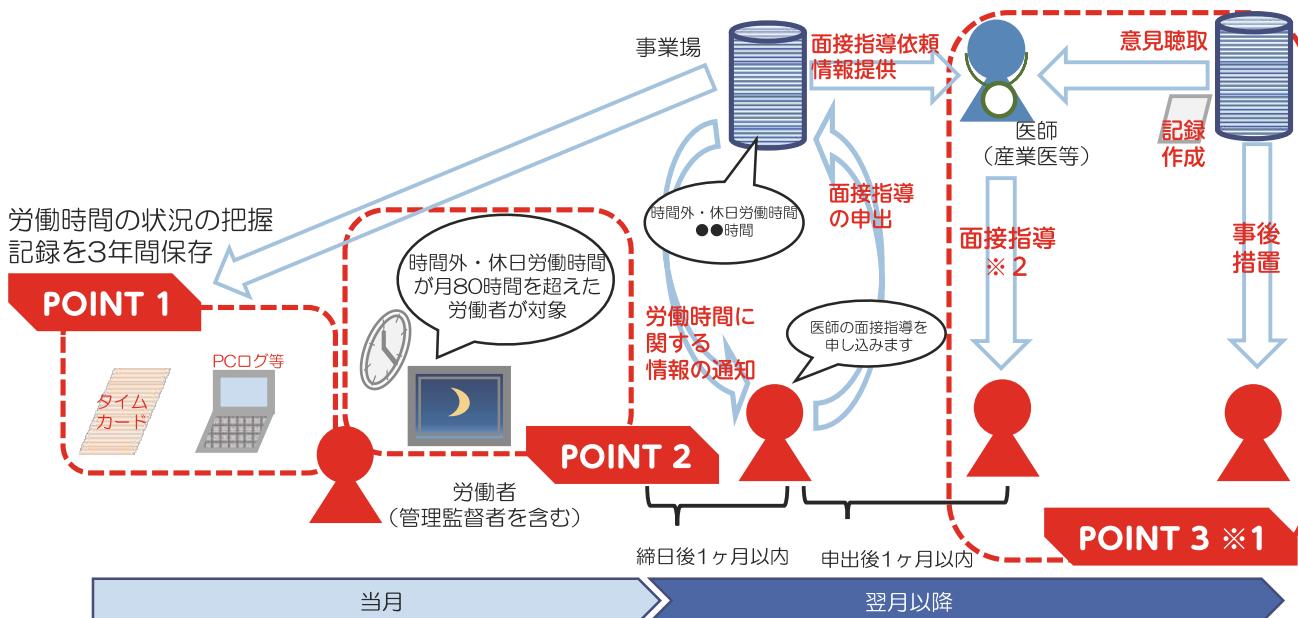


- (※1) 労働安全衛生法では、健康診断の結果「異常の所見のあった」労働者の健康保持のため、「医師等の意見聴取」が事業者に義務付けられています。その意見を勘案して必要が認められる場合は、適切な事後措置を講じなければなりません。
- (※2) 医師等の意見聴取、就業上の措置の決定、保健指導等の事後措置に当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」(平成29年4月14日改正)に留意して下さい。
- (※3、※4) 一般健康診断の場合に限ります。



労働者の健康管理を行う中で、長時間にわたる過重な労働を行った労働者に対する健康面での管理の必要性が、近年非常に重要となってきています。

過重労働は脳梗塞や心筋梗塞等の「脳・心臓疾患」やうつ病等のストレスが関連する精神疾患等の原因となる可能性があることから、時間外・休日労働の削減や年次有給休暇の取得促進に努めるとともに、長時間労働を行った労働者に対する医師の面接指導・事後措置等を実施してください。



- ※1 事業者は、1ヶ月当たりの時間外・休日労働時間が80時間を超えた労働者から、医師の面接指導に関する申出があった場合、申出から1ヶ月以内に医師による面接指導を実施する必要があります。また、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、衛生委員会等への報告など）について、面接指導を実施した医師から意見を聞くとともに、面接指導等の記録を作成し、当該記録を5年間保存する必要があります。
- ※2 労働者数50人未満の事業場については、地域産業保健センター（P42参照）にて無料で面接指導を受ける制度があります。

労働時間の把握（安衛法第66条の8の3、安衛則第52条の7の3）

事業者は、労働者の労働時間の状況を把握する必要があります。

管理監督者、研究開発業務に就く者も例外にはなりません。また、裁量労働制で働く労働者は、みなし労働時間ではなく、実労働時間を把握する必要があります。

POINT

労働時間の状況の把握は、以下の様な**客観的な方法**等による必要があります。

- ・ タイムカードによる記録
- ・ パソコン等の使用時間の記録 等

時間外・休日労働時間の計算

$$\text{1ヶ月当たりの時間外・休日労働時間数(時間)} = \text{1ヶ月の総労働時間数} - \left\{ \frac{\text{1ヶ月の総歴日数}}{7} \times 40 \right\}$$

所定労働時間数
+ 延長(残業)時間数
+ 休日労働時間数

※特例措置対象事業場（週44時間制）、変形労働時間制、フレックスタイム制採用事業場も同様に計算する。

POINT

- ・労働者の健康障害リスクは、時間外・休日労働時間数が月45時間を超えると徐々に高まり、月100時間を超えると非常に高くなります。
- ・面接指導の対象となる「時間外・休日労働」は、36協定の「時間外労働及び休日労働」とは異なる点に注意してください。

(1) メンタルヘルスケアの基本的な考え方

職場には労働者の力だけでは取り除くことができないストレス要因が存在しているため、労働者の取組に加えて、事業者が積極的にメンタルヘルスケアを実施することが重要です。

(2) 心の健康づくり計画

メンタルヘルスケアは、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われるようになります。そのため、その推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聴きつつ事業場の実態に即した取組を行うことが必要です。

このため事業者は、前記（P7）の衛生委員会等において調査審議を十分に行い、心の健康づくり計画を策定することが必要です。

(3) 4つのメンタルヘルスケアの推進

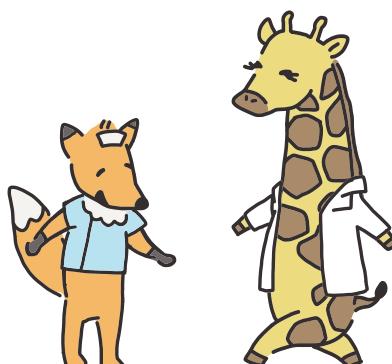
メンタルヘルスケアは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」、「事業場外資源によるケア」の4つのケアが継続的かつ計画的に行われることが重要です。

セルフケア	労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らストレスの予防、軽減あるいはこれに対処します。
ラインによるケア	労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行います。
事業場内産業保健スタッフ等によるケア	事業場内の産業医等産業保健スタッフ等が、事業場の心の健康づくり対策の提言を行うとともに、その推進を担い、労働者及び管理監督者を支援します。また、メンタルヘルスケアの推進の実務を担当する、事業場内メンタルヘルス推進担当者を事業場内産業保健スタッフ等である衛生管理者、衛生推進者、保健師等の中から選任するようにします。
事業場外資源によるケア	事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受けます。

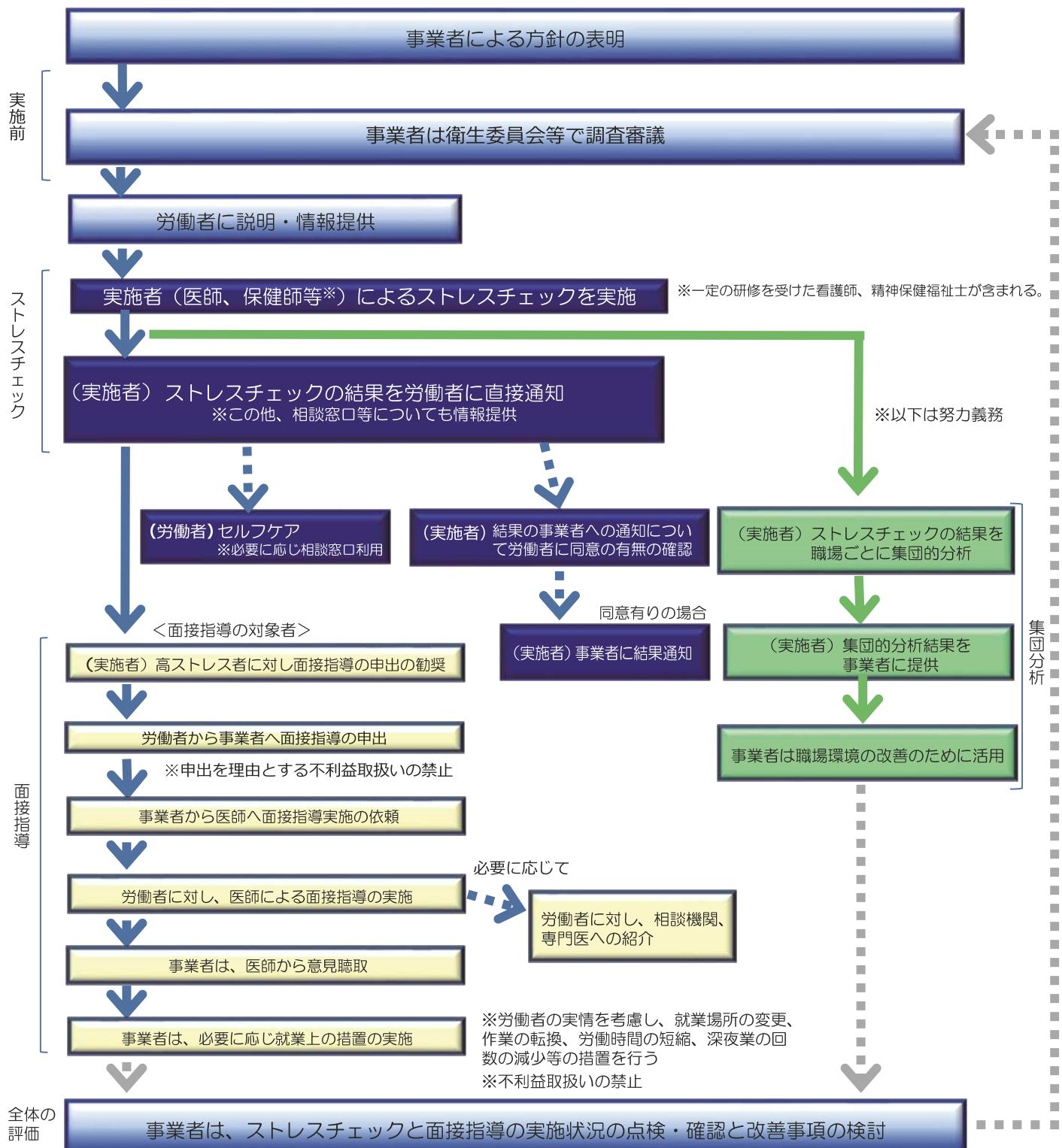
ストレスチェック制度

ストレスチェック制度の目的は、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止、労働者自身のストレスへの気づきを促す、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるといったもので、主な内容は以下のとおりです。

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となっています。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務。）
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されています。
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となっています。
また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されています。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となっています。



ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ



常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期にストレスチェックに係る結果等報告書（様式第6号の2）を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

滋賀産業保健総合支援センターのご案内

メンタルヘルス対策

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、メンタルヘルス対策の計画作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若手労働者に対するメンタルヘルス教育などを行っています。

治療と仕事の両立支援対策

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業の間の個別調整支援などを行っています。

研修、相談対応

産業医等の産業保健スタッフや事業者等を対象として、メンタルヘルス対策や、治療と仕事の両立支援をはじめとする産業保健をテーマに研修を行っています。また、窓口・電話・メールでご相談に応じ、解決方法を助言しています。

大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8F
TEL: 077-510-0770 FAX: 077-510-0775

POINT

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポートいただけます。

地域窓口（地域産業保健センター）のご案内

労働者数50人未満で産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者の皆様に対し、健康相談や保健指導のサービスを行っています。

具体的には、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者に対する面接指導等について、専門の医師や保健師等が相談に応じてくれます。相談内容や指導内容に関する秘密は守られ、また、相談は無料です。是非ご利用ください。

大津地域窓口（大津地域産業保健センター）

大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8F 滋賀産業保健総合支援センター内
TEL: 077-510-0615 FAX: 077-510-0616
担当地域：大津市、高島市、草津市、栗東市、守山市、野洲市

彦根地域窓口（彦根地域産業保健センター）

彦根市八坂町1900番地4 彦根市保健・医療複合施設3F
TEL: 0749-27-0133 FAX: 0749-26-9797
担当地域：彦根市、愛知郡、犬上郡

近江八幡地域窓口（近江八幡地域産業保健センター）

近江八幡市八幡町170 旧八幡教育集会所1F
TEL: 0748-31-3544 FAX: 0748-31-3544
担当地域：近江八幡市、東近江市、甲賀市、湖南市、蒲生郡

湖北地域相談窓口（湖北地域産業保健センター）

長浜市宮司町1181-2 湖北医師会・湖北医療サポートセンター内
TEL: 0749-65-7866 FAX: 0749-65-2758
担当地域：長浜市、米原市

その他お問い合わせ

法律上のお問い合わせは、下表の滋賀労働局及び傘下の労働基準監督署にて対応しています。

名称	所在地	電話番号	管轄
滋賀労働局 労働基準部 健康安全課	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5階	077-522-6650	
大津労働基準監督署 安全衛生課	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎3階	077-522-6678	大津市、草津市、栗東市、守山市、野洲市、高島市
彦根労働基準監督署 安全衛生課	彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階	0749-22-0654	彦根市、米原市、長浜市、犬上郡、愛知郡
東近江労働基準監督署 第2方面	東近江市八日市緑町8-14	0748-41-3366	近江八幡市、東近江市、甲賀市、湖南市、蒲生郡

滋賀労働局のホームページはこちら

